

The Kansai University Bulletin

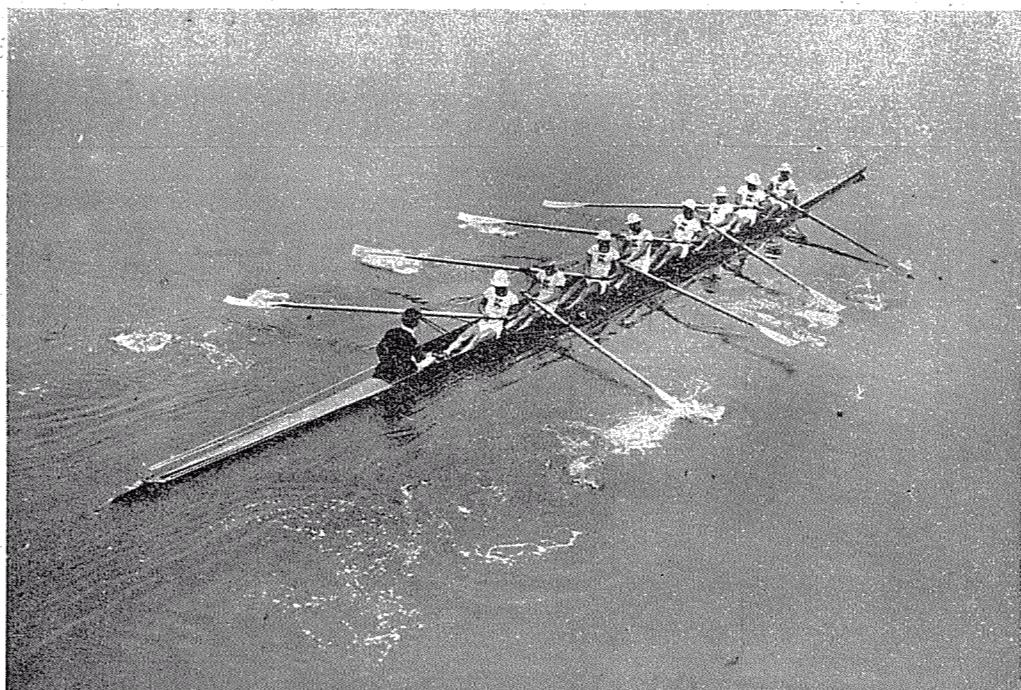
Osaka, July 15th, 1929 No. 71

關西大學學報

行發日五十月七

號一十七第

年四和昭



神崎川に於ける本学部艇部の練習

阪大

關西大學學報局

番九四〇一(堺佐土) 話電
番三二一(田吹)

座口金貯替振
番五七八二一阪大

關西大學學報

(千里山學報改題)

第七十一號

四 次

挿繪——神崎川に於ける本學漕艇部の練習(表紙)

——クラナタの古城——山岳部の部長送迎會——

——パリ郊外エスプリ附近の地勢見學の中村留學生——

——府下中等學校皇陵巡拜史蹟探勝團第一回例會記

念撮影——附屬關西甲種商業學校音樂部第三回ハ

ーモニカ演奏會——對法政戰に優勝せる陸上競技

部——附屬第二商業學校生徒卒業旅行記念撮影

Leopold von Wiese 關西大學教授 大山彦一

高田保馬博士の免賞價値について

關西大學教授 吉田一枝

奴隸制度の意義

(二) 關西大學講師 辰巳經世

學內報——辭令——講師囑任——第一學期試驗施行

第一學期授業終了——學報題號變更——第七回夏

期語學講習會——教職員動靜——圖書館報告——

附屬關西甲種商業學校彙報——附屬第二商業學校

彙報

千里山回顧

霜村盛鄉

學內報——講師囑任——第一學期試驗施行

第一學期授業終了——學報題號變更——第七回夏

期語學講習會——教職員動靜——圖書館報告——

附屬關西甲種商業學校彙報——附屬第二商業學校

彙報

校友彙報

學生彙報

金融資本(四)

古典派經濟學研究

新刊紹介

雜錄

Leopold von Wiese

——人と學說——(其の一)

關西大學教授 大山彦一

たしか、大正十五年中頃、東京の書肆、刀江書院が

編輯出版者となり、米田博士、高田博士が監修者となりて「現代社會學叢書」出版が企畫せられた。

此叢書に於ては、タルド、トコルケム、ブーグン、ジムメル、ルハーネス、ウハーバー、シルバー、

ドラー、ショバハ、ペレート、ホーハウス、ウォード、ロッブ、ギティングス等の獨創的米英伊の主として「近代社會學」の主流を形作る。正しく「現代社會學」の範疇に屬すべき社會學者が集められ、此等の社會學者達の各々に就て、其學說を日本の讀書界に向つて紹介せむとする企てであつた。各擔當者には斯學研究の適任をおぼしき人が夫夫配置せられたようである。筆者は、フオン・ウイーゼを擔當するところとなつた。(尤も最初はフィアカントの紹介を試みようかと思つて大分その準備をはじめてゐたのであつたが)。

筆者はフオン・ウイーゼの勞作を悉く蒐めてその思想の全貌を傳へて誤ならしめむと欲し、フオン・ウイーゼに向つて私信を發し、親しく彼の感懷をたいたのであつた。彼は快く返信を寄せ、加ふるに數多の自著のパンフレット(雑誌からの抜萃)並びに著作一覽表を筆者に贈る好意を示した。その後種々な事情のため此叢書の出版は中止となつた。そこで筆者は何等かの方法によつて、フオン・ウイーゼの好意に感謝の意を表すべしであることを考へつゝ、早數年の歲月は流れむとしてゐる。此時、本學學術雑誌發刊の企ありとき、まづフオン・ウイーゼの思想のあらましを本學報に載せておつて序言を

なし得たならば「わがかもうやつねん。ウイーゼ教授に對する謝意を表したことにならぬ。」次回に於て尙、筆者は此稿をもつて序言となる。次回に於て彼の社會學說ならびに政治學說をより詳に紹介したうえ考へる、もつて稿其一になす所以である。

Leopold von Wiese.

o. Prof. d. wirtschaftl. Staatswissenschaften

u. der Soziologie an der Universität und

Dektor am Forschungsinstitut für Sozial-

wissenschaften in Köln.

エン地方グラーツに生る。柏林大學に學び後各地の社會事業に從事し、其後ハノーフエル

工藝大學教授となり、一九一五年にケルン大學教授となり、經濟學、社會學を講じ、現在

引續き同大學教授として「經濟學的國家學」及び「社會學」を講じてゐる。

氏はケルン大學附屬「社會科學研究所」

(Forschungsinstitut für Sozialwissenschaften in Köln) の理事として其機關雜誌「Köner Vierteljahrsschrift für Soziologie」を主宰して

ゐる。此雜誌は獨逸社會學會 (Deutsche-Gesellschaft für Soziologie) の機關誌を兼ねるものであるが、氏は獨逸社會學界に於て幹事を務めつゝある。

學說の大要鳥瞰——ウイーゼはその根本思想に於て一思想の構成に於て著しくスペンサーの影響を色濃く受けてゐる。従つて彼の學說——

「關係學」(Beziehungslehre) 「實は連繫學」と

「關係學」(Beziehungslehre) 「實は連繫學」と譯すべきが正確ではあるまいかと考へるが

——は、社會關係の包括的にして全般的なる研究であつて、結合分離(或點に於ては、上

下と見做さるべき部分) のあらゆる人間諸關係を網羅し、靜態的なる綿密なる分析と共に

動態的な過程的研究が力説せられてゐる。(此點は彼の主著 Beziehungstheorie Bd. I. Beziehungen und Beziehungsgebilden der Menschen; Teil I.—1924. を讀むもの齊しく氣付くところである。)

彼は現代獨逸形式社會學の鼻祖たるジムメル

G. Simmel 井口に、ツックハイマー、

Waxweiler 及び o. A. Ross. の影響を受け

て「社會關係の研究」をもつて社會學の中心題目となした。彼の社會學—Beziehungstheorie

——の史的意義を、彼自身の述ぶる如く、

よつて明らかにせむとするには Soziologie; Geschichte und Haupiprobleme, 1926. に據る

ことが最も要領に近いかと思はれる。私見によれば、形式社會學派の全分野を三派に分ち得るかと思ふ。a. 結合學派 b. 關係學派

c. 過程學派。あらゆる人間間の連繫、並びに關係 (Beziehung und Verhältniss) の中、即ち結合、分離、上位 (Simmel) 「über und unter Ordnung」の根本關係 (高田博士の表現によれば根元關係) によつて釀成せらるゝ人間關係の連繫關係の中、結合のみを考察の中心とする學派は a. に屬し、二者各々考察の中に入るもの b. 學派にして c. 學派に屬するものは根本關係を過程に於けるものとして考察せむとする學派である。現今獨逸社會學界の古老テニース (その著 Gemeinschaft und Gesellschaft に於ては明白に結合の中心とする) とするとする) とを述べてゐる)

は a. 學派に屬し、我國、理論派社會學界巨星高田博士は a. もしくは b. 學派にして (博士の近著「社會關係の研究」に於ては明らかに關

係學派としての色彩が意識的に濃厚であるが、

かくしてウイーゼによれば

以前は「結合」が考察の上位を占めて、分離、

一、人間の諸關係并びに關係諸形像の學は二

部より構成せらる。

(a) (狹義の) 關係論 Beziehungslehre 及び

ある) フォン・ウイーゼは獨逸形式社會學の鼻祖ハムメル并びにアメリカ社會學者ローツと

ムニ正に即ち過程學派に屬するものも

20 ハムメルの社會の本質概念“Wechselwirkung”が關係(Verhältnisse)の動態的表現にし

い “Soziale Prozesse”に相應す。此點に於て

て曰は、關係の本質論に於て正にハムメルセハ (Hans Kelsen: der soziologische und

der juristische Staatsbegriff) に於て若干此點に觸れてゐる) 及マックス・ウーバー或ひはゲルダ・ツルタ (Gerda Walther) 高田博士等と解釋を異にする。此點に於てハムメルの思想的同類者たるフォン・ウイーゼの著述の中から一句を引いて語りしめよう。

“Wir versuchen also, das Wesen, die Folgen und Zwecke von Einwirkungen

der Menschen auf Menschen auf dem Wege zu erfassen, datz wir die sozialen Prozesse blitzlegen, analysieren und ordnen”

(von Wiese: Soziologie, G. u. H. 1926, s. 594.)

彼の理論の體系は如何?

「關係(Die Beziehung) は——同時に觀察せらる——社會過程 (Soziale Prozesse) 及び形像 (Gebilde) と并んで我々の科學の三基本範疇の 1 つである」 (Allgemeine Soziologie, I. Beziehungslehre, s. 3)

らる。

八、結合分離の兩基本過程は主要過程 Hauptprozess に分たれる、此等は下層過程 Unterprozesse に於て、最後に此等は個別過程 Einzelprozesse に分解せらる。

九、主要並びに個別過程は (狹義の) 關係學 Beziehungslehre に於て

(a) 概念的に限定し記述され、

(b) 總體系中に分類せられ、

(c) 分析せらる、即ち

其が第一段の諸關係である限り、客觀的諸現象として、

(d) 測定せらる、やむを得ず

(e) 他の諸關係と比較せらる。

十、形像と個人とは前後の關係に立たずして同時と等價妥當の關係に立つ。」

(Beziehungslehre, I. s. s. 31—32)

彼は Nacheinder の觀察に非ずし。Neben einander の觀察のアリヤームを特に主張してゐるのであるが Nacheinder の觀察を試みたならば、我我の關係をやむこと更に大なるものがあるであら。——尙詳細なる叙述は筆者次回を期して紹介し批評したい。

彼の學の方法 Methodologie は如何?

曰く、die soziologische Optik!

「特に社會學的光學とは次の事實に在ること

なのである。即ち社會過程の中に成立する行

動并びに此等の行為の諸結果及び機能は、

よし個個人的心理的なもの又は肉體的なもののが此獨特に把握せられたる事象に對して

建築材料を給しようとも、生物學的に心理學的に或ひはその他非社會學的に説明し得られ

ぬ或特殊なるものである」とある。」 (Soziologie G. u. H. s. 96.)

かくして彼は die soziologische Optik によりて具體的社會事象に對して Einstellung を行ふ結果、その社會學的ノハズを通じて他の社會學と區別せらるべき純粹に社會學的な構成部分が獲らるのである。

「各形像自體は「顯微鏡」の一定の焦點規定に於ては分子として現はれ、別途の光學に於ては各分子は形像として現はれる」 (Beziehungslehre I. s. 5) 如か々の 1 例である。彼の Tafel der menschlichen Beziehungen in soziologischer Betrachtung はかくして得られたるものに外ならぬ。

〔筆者が掌て「友子同盟の研究」「徳川時代における鑄業労働者組織」「部分社會學雜誌發表」に於て試みたる關係形像の圖式は、正に soziologische Optik によって得られたるものゝと、ウイーゼの期待に十分に添ひ得たるものであつたと信ずる。〔當時筆者はウイーゼの學說を從つて soziologische Optik を十分に解しなかつたのであるが〕その後に於て友子同盟の組織的研究をはじめ史料によつて日本鑄業労働組織史の一側面として體を成せしむるこ同時に「社會學的研究」をして更にかの一旦得られたる關係形像の圖式を定型的に verarbeiten した。その結果は、當時筆者は九大法文學部に奉職中であったので高田博士にも御覽に供するを得たが、私は何等かの機會に於てフォン・ウイーゼに此圖式を示して、東洋の片隅に於てロツヘンハウスの顯微鏡的操作をなす一學究が Praktische Einstellung の結果彼は獨立に、やはり彼の期待して實現せむらず圖式を日本の材料によつて得つてあつたことをじたした思ふ。〕

以上學說の大略を述べたが、詳細なる紹介は

勞働法の基礎觀念

關西大學教授 吉田一枝

目

三

第一節 人格權 第二節 勞動權（以上既載）

第三節 生存權（その一）

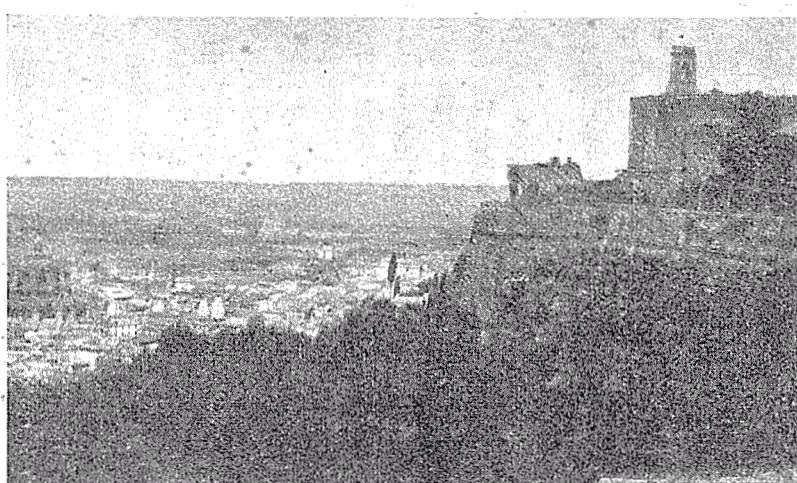
There is no wealth but life.—Ruskin.

めたるを得ない人間第一義の權利である。

聖書の創世記に「神その像の如くに人を創造されり、生よ繁殖よ地に満盈よ」と祝福された。神、人を創造り、人、人を生き、人、地に満ちた。かくて神の子は今は唯だ生きんがために間断なき生の闘争を續けてゐる。

る権利がある」と云ふ觀念にその根底を置いてゐる様である。この世に生れて來た以上は吾吾には生活生存する権利がある。然も吾吾が日日生活苦に逐はれ働きき働ききわが生活らくにならざり、じつと手を見る」——のは社會の組織制度が悪いから先づその制度組織の改變から始めなければならぬと云ふのが社會主義的思潮の底を流れてゐる考へ方であらうと思ふ。

生存一何と云ふ人間味のある言葉であらう。吾吾人間のもつてゐる本能のうちで何が強烈であるかと云ふても、生きんとする本能はさう根強いものはまたとありますまい。餓ゑたる者は食を選ばず、溺る者は薬でもつかむとは、人間の飽く迄も生きんとする第一義的な本能慾である。



(脳炎信通の上止歎留村由) 摂吉の名士三ツ

然るに之に對する自然科學的實驗的見地より生存競争適者生存の姿を説明し、生存權を否認した人はマルサス (Malthus 1766—1834年) 氏である。氏は「人口論」(An Essay on the Principle of Population. 1803年第2版) に於て「既に所有權の行使はれてゐる世界に生れて來た者は、若し彼が正當に要求しえべき兩親から其生活資料を得ることが出來ず、又社會が彼の勞働を欲しないならば、彼は食物の最少部分に向つても何等の權利を有せざるものである。實際彼はその生れて來た世界に於ける全くの餘計な者である、自然の盛大な饑饉 nature's mighty beast にて彼のために設けられた空席は一つもない。自然は彼に退くべきことを命ずる。

而して若し彼が來客中の或る者に憐みを乞うて其席を譲り受くるにあらざる限り、自然は直ちに其命令を執行するであらう。若し又來客中のある者が立ちあがつて彼のために坐席を設くるならば、同様なる恩恵に浴せんと欲する者は陸續として現はるるであらう、若しそれ来る者は拒まずと云ふが如き報道一度傳はるに於

では室は、無數の請求者によりて充され、饗宴の秩序も調和もかき亂され、豊富に見えた食物も不足に變じ、斯くて堂内の到るところに食を得ずして憐を乞ふ者を生じ、又此處に來らば必ず食物ありと教へられたにも拘らず、來て見れば食物無きに立腹しつつある人は喧喧囂々として其非を鳴らし來客の幸福は全く破壊され終るであらう……」と。而してこの一節の前節には氏はペーン氏の人權論(Right of man)を攻擊してゐる。曰くペーン氏の人權論によつて惹き起された害悪を除去するには、人間の眞實なる権利を一般に知らしむるより有効なる方法なかるべし。是等の権利の何なるかを説明するは、本講の目的とする所ではないが、唯だ然し茲に人類が一般に有すと考へられ然も余はそれを有せず、又有し能はずと信ずる一の権利がある。即ち人が勞働によつて生活資料を正當に購ひ得ざる場合に向ほ有すとせらるる生存權 a right to subsistence 之である。固より現今の法律は人はこの権利を有するものとし、社會は正常なる市場に於て職業及食料を獲ること能はざるものに對し之を供與する義務を負ふと規定する。然しそれは、自然の法則 the law of nature に反するものである。又前記「自然の盛大なる饗宴」の次節にはレイナール氏の「印度史」に於ける「凡ての社會法 social law に先だちは生存權を有す」とあるを攻撃しない。更にマルサス氏は人口論の第五版(一八一七年)に新に挿入した第四篇第十二章「貧

者の給養權 (the right of the poor to support) を否定してゐる。

フイッヒ (Fichte 1762—1814年) 氏は理性國家に於ては何が各人に屬するか、即ち「彼に屬するもの」とは何をやとの問題に對し、氏は生存權を承認することによつて之に答へてゐる。即ち「凡ての人類の目的は生き得んがためである。而してこの生存の可能に對してはすべて自然によつて生命を與へられたものは、同等なる權利の要求をもつてゐる。故に財產の分配は何よりも先に之によつて凡ての者が生存し得る様になされねばならない。生きよ而してまた生かしめよ」と。加之フイヒテ氏は更に生産された享樂資料を封鎖商業國構成の各員間に平等に分配する、ことを問題解決の唯一の鍵と推奨してゐるのである。

(der geschlossene Handelstaat 1845年) ババウフ (Babauft) フワーテー (Fourier) ルイ・ブラン (Louis Blanc) ラッサール (Lassalle) 氏、獨のウイリヘルム・ヴィトラン (Wilhelm Weitling) カール・メンガー氏 (Karl Menger) 英のウイリアム・ソン (William Thompson) 米のウイリアム・アルフレッド・ハイド (William Alfred Hinds) 等が論じてゐる。モルリ氏 (Morelley, Code de la nature 1755年版) は生存權を説明して「凡ての市民は公の費用によつて支持され扶養され授職される公の人となるであらう」と云つてゐる。

然し前記の人々は主として生存權の空想的理想的哲學的——自然權的の主張である。墳のアントン・メンガー氏 (Anton Menger, 1811—1906年) はかなり明瞭に法律組織的に生存權

を説明して「凡この時代の社會主義的制度に於て甚だ重要な役目を演じた生存權の基底たるものは唯だ生存慾望 Existenzbedürfnisse あるのみである。從つて生存權とは社會の各構成員は、その生存に必要な物質と勤勞が他人の緊切 (急迫) の度少き慾望の充足に供せらるるに先立ち現存の資料 (手段) に應じて彼に頒與せらるべきことを要求し得る權利である」(das Recht auf den vollen Arbeitsertrag in geschichtliche Darstellung, 1904年3版)

即ち各人が生かるだけの慾望が充足せらるる様に、資料の分配を社會に請求し得る權利をもつてゐると云ふのである。人間が苟も正しく生きんとする限り、その生存は尊重されねばならない。生存權はすべての慾望を現存の資料に應じて充足せしめんとするものである。

法律關係に於ては、權利者に對する義務者は特定し對立してゐるものであるのに、この新しい權利 (生存權) は義務者は社會國家と云ふ多數不特定人たることを特色とするものである。

メンガー氏は從來の個人權に對し之を社會權と命名したのである。一定の文化社會に於て特殊な反社會性を表現するものは暫く之を指きその社會成員の生活生存を保障する責務があると云ふことは、今日に於ては殆んど社會哲學上又は法律哲學上遍ねく承認されてゐる要諦である。メンガー氏は生存權の内容として「未成年者にあつては扶養及教育を受くる權利、成年者にあつては單に扶養を受くる權利、之に對し成年權利者は相當の労働給付の義務を負ひ老衰疾病その他虛弱なるため労働不能となつてゐる人々にあつては救護を受くる

る權利」を掲げてゐる。(Ibid)

メンガー氏の云ふ如く、生存權は凡ての人に與へらるるものとすれば、それは苟も人と云ふ人は何等境遇、身分、地位、年齢、性別の差異なく又智識、能力、體質、賢愚、技術上その一切の條件を顧慮することなく悉くみせらるるに先立ち現存の資料 (手段) に應じて彼に頒與せらるべきことを要求し得る權利である」

Ibid) と云ふのである。

果して然らば、その權利は生活の最少限度を問題としてゐるものであつて、隨つてこの労働を要求し得るものは特別の技能や高級な能

力もなく、唯だ何等かの筋肉的機械的労働をなし得るものに過ぎなくなるから、メンガー氏の所謂生存權の内容は少しく貧弱であると云ふものであつてはならない。經濟學者は之に内容を與へて人類としての生存の最少限度

——國民的最少限 (national minimum) の問題たる最低賃金 (minimum wage) の問題とするのである。

最低賃金の問題には色々の解釋があるが、要するに或る種類の產業に於ける或る種類の労働者に對してその必要な生活費 (cost of living) を取得するためにはされだけの賃金を與へらるべきであるかを決定しようとする

ものである。その所謂最低と云ふことは、普通能力を有する労働者を基準として云ふものであつて、適當なる賃金 (proper wage) 公平なる賃金 (fair wage) 正常なる賃金 (normal wage) 平均的賃金 (average wage) の意味であつて從つて、より以上の技術熟練能力を有するものは、更により以上の賃金を得らるることはもとより當然のことである。この意味に於ける賃金の最低である。この場合 (最低賃金) に於ては、生存權は直ちに労働權の問題に移つて行くのである。メンガー氏は労働

權を説明して「私企業者の下に於て労働を見出し得ない凡ての労働能力ある市民は労働權

によつて國家又は地方團體に對し普通の日傭労働を受ける

べき」とを要求し得るものである」(Menger,

Henry Parkinsson) 氏は、社會科學序論に於て「人類に固有する権利」として

a. 生きる權利 (生存權)

- 、自己の生命を存續し防衛する權利、幼少の場合にあつては他人によつて生存を存續せしめらるる權利

○、衣食住に就ては眞に人らしき標準に於て生命維持の權利

○、教育せらるる權利

a. 宗教及道德的智識の適度に於て教育せらるる權利

b. 世俗的智識の適度に於て教育せらるる權利

c. ある職業の熟練技巧及義務に於て教育せらるる權利

ハ、自由を享有する權利

ニ、労働する權利

ホ、休養する權利

ハ、創造者（神）に對する義務を果すの權利の六項目を掲げてゐる。

ローヌトリー氏バーキンソン氏等が擧げてゐる生存權——人間らしき生活生存を要求しうる權利に關するものとしては、アントンメンガー氏のそれに比し更に廣汎なる範圍に及び能く教育道德宗教の精神的方面をも高調してゐるのである。

生存權の内容は單に肉體的の存續許りではなく、經濟的方面に於て最少限度の生活費に關する規定をなし、更に積極的に精神的の内容を與へ人間生存の理由を理性的の方面より考察し、教育により休養により身神兩者の發達をなさしめ、人生に對して道德的理想的を與へたものと云はねばなりますまい。

今日生存權立法として擧ぐべきものは、先づ未成年者に對する義務教育の制度である。未成年者は次代の國家にとり一の重要な資源

である。故に之を適當に教育し健全なる身神の所持者たらしめ以て能率ある仕事をなさしむるために、出來得る限り教育を授くることは國家社會の責務でなければならない。之れメンガード氏等の夙に唱ふるところである。ラスキン（Ruskin）氏はその著「此後至者による」（Unto this Last）に次の様な聖書の語を引いてゐる。

銀一枚を與へるであらう」と。色々な比喩、意味、教訓をもつてゐる。この葡萄園の主人と労働者との會話は、經濟生活（Wirtschaftsleben）に關して私共に教ふることの勤勞の給付と關係なく人々がその必要により生存慾望（Existenzbedürfnisse）によつて頒與せらるべきものであると言ふこと、即ち萬人の生存權が認められ各人の慾望に応じて財の分配せらるゝ制度を推奨してゐるものと考へらるゝ様である。私共の希望し念願したこととは、アントンメンガー氏も云ふた如く又獨逸憲法百五十一條、エストニア憲法廿五條にも明記してある如く、他人の贅澤三昧の生活に先だつて凡ての民衆——この世に生存してゐるすべての人人が「人間らしく勤勞したら人間らしい生活が出來得る權利」を承認する制度を云ひたいものである。

・ フィンランド憲法七十八條乃至八十二條、シア憲法八條等はみな教育に關する規定を含むものである。ボーランド憲法九十四條は公民はその子をして祖國の善良なる公民たらしむるために之に教育を與へ少くとも之に初等教育を確保する義務を負ふ云々と規定してゐる。

ダントンは「パンの後には教育が國民にとつて尤も大切である」と云ひ、孔子は足レ食足レ兵使民信レ之矣と云ふ。食を足すと云ふことは政治の第一要件である。

不具廢疾及病者に就いては、或は私法上に於ては無過失損害賠償責任論として賠償請求權の承認が提倡せられ、或は又公法上に於ては労働者災害賠償法の制度を見るに至つたのである。或は貧民救助法となり疾病保険廢疾保險の制度となつたのである。老人に對する扶助の制度としては、養老年金法、老廢保險法、救貧法等となつてゐる。その他失業保險、出産保險、死亡保險、寡婦孤兒保險、健康保險、災害保險、疾病保險、廢疾保險法、最低賃金法等は生存權立法として擧ぐべきものであつて、殆んざ世界の文化諸國間に於て何れもみな採用實施してゐるところである。

今生存權承認の理論的根據として考へらるゝものの二三を擧ぐるならば

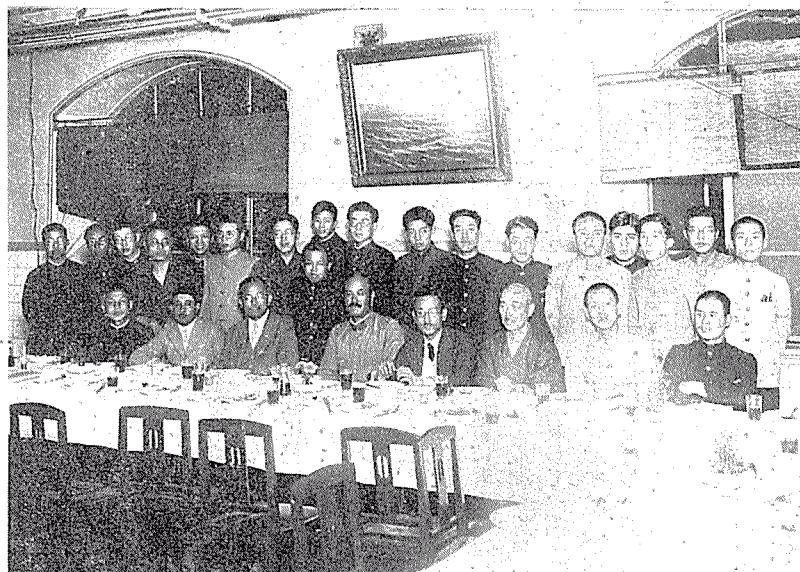
イ、生存權は社會經濟生活に於ける強烈なる生存慾に基因する要求に對し、社會的に權利として承認を求めるとするもの、即ち本能的生存慾にその理論上の根據を求めるとするも

ふことは、即ち社會の目的の一部であると云ふ社會連帶觀念に於ては、如何なる人の財產も技術も勞働も健康も何れもみな社會國家のために利用せられねばならないと云ふ義務があるから、隨つてまた茲に社會に對し當然主張すべき權利が發生し、この權利行使を可能ならしむるために、各人の生存はその社會内にあつて先づ權利として確保せられねばならないと云ふことは、社會生存の目的より考案して寧ろ情理の當然とするところである斯くて社會組織の必然上にその根據を求めるとするものハ、社會構成の各員に對しその生存権を保障し、その生活を確保するは、各人格の文化價値生活の實現に最低の根帶を與へると云ふ意味に於て社會哲學——價値哲學上にその理論上の根據を求めるとするもの。

人間の生存——苟も人間がこの世に生を享けた以上は文化的に生存生活し得る權利——社會國家がその構成員に對しその生存を保障すべしと云ふことは寛に望ましい限りである。私共はこの種の主張に對し同情と感謝の念を擡ぐるものである。然て生存権——之は抽象的に文學的に行文によつて承認されても實際的には容易に解決し難い問題である。

私共はマルサス氏ならずとも第一に國家は果

して無制限に遞増して行く人口に對し凡ての國民の生活生存を保障しそのため凡ての人口に勞働の機會を公正に提示し得ることが可能でありませうか？



會 論 送 長 部 の 部 長

奴隸制度の意義

承前

二 奴隸制度と他の若干諸類型との差異

卷之三

——特に他の若干諸類型との差

私は現存未開族の間に於て、妻女が完く奴隸状態に在るといふ主張、並にかくの如き主張に根据を與ふるものとしての人類學者たちに依る各種の報道を紹介して置いた。だが同時に、これらの報道がその結論の根据とするには一面的であつて、全然正反対の結論を根据づくるに足る同様に信頼すべき諸報道の存することを附加して置いた。かくて本號に於ては、彼女らの生活に於ける他の一面、即ち明るき面に關する諸報道を本研究が必要とする限度に於て紹介することから始めなければならぬ。

の意思に頗着なくして占有せらるる」と前掲諸報道は言ふ。然し吾吾は同時に、その夫の撰擇に當つて、娘の意思が多大の程度に於て考慮せらるる事實に就ても聞くところか少くない。例へばハーバート河畔に於ては、婦人は屢々その愛人を夫として持つかくの如き場

合彼女は至極幸福である。時とすると婦人はその愛人と手に手を取つて駆落することもある。クヰンスランドに於ても、若い男女が相愛して居り、部落會議がその結婚に反対する場合には、所謂彼と彼女は、手に手を取つて突つ走り、二ヶ月許り経過して再び部落に歸つて来る。その時は最早誰の反対も受けずに

○一妻女は全く夫の權力下に在り、その意の儘に偶せらる」詳言すれば、第一には「妻はその夫の財産若くは奴隸であり」、第二には夫は「蔑視的態度を以てその妻を偶し」、第三には「夫は動もすると妻を虐待しこれを殺戮することさへある」、第四には「夫はその妻を交換又は貸與し」第五には「夫の死後、妻はその兄弟の所有物となる」と前掲

吾吾の國に於て妻女が奴隸であると斷言し得るであらうか、況んやその故に吾吾の國に奴隸制度が現存すると主張するものがあるであらうか。

○、「妻女は全く夫の權力下に在り、その意の儘に偶せらるる」詳言すれば、第一には

吾吾は、ついに嫁の如き供を娶らねばならない。
見ない。試みに吾吾自身の周囲を眺めて見る
がよい。全然娘の意思を無視した金縛結婚や
政略結婚は、吾吾の國に於て最高文明階級を
以つて誇る人々の間では通常茶飯事である。
許婚が尙ほ一般的であるのは勿論、娘が彼女
自身の意思を主張して愛人と結婚せんとする
が如きは、善良なる道徳律に反するものとさ
へされて居る。かくの如き理由から、吾吾は

晴れて夫婦である。ニュー・サウス・ウェールズでは娘が許嫁の男（大抵老人）を嫌つて若い愛人と駆落することがよくある。不幸家に発見され、連れ戻されて打擲されることもよくあるが、それにもこりす駆落を繰り返して居ると、軽てその決心の固さが知られて許婚は取消され、愛人たちは晴れて夫婦となる。タスマニアでは女が盗み出されることがある。だがそれは彼女の意思に反してではない。一般には娘はその父の同意を得て愛する男を夫とすることに成功する。父が同意しなければ駆落するまである。等等。

諸報道は言つて居る。だが吾吾はこれらの點に就ても亦全く正反対の諸報道にも接するのである。

(一) 及び(二) 人類學者は屢々夫婦間に於ける濃かな愛情に關しても報じて居る。例へばモアトン灣附近では、夫婦間の愛情の特に濃かなるものが多く見られる。ハーバート河畔に於ては一般に夫婦は極めて仲良く暮して居る。Eymann に從へば、不幸なる夫婦關係は南オーストラリア人の間では知られて居る。Fraser はニュー・サウス・ウェールズの土人に就て次の如く述べて居る。即ち

「夫は一般に妻を愛し、彼女に對して親切である。……彼らの生活様相は一般に亂暴な殺風景なものであるが、夫婦間の生活の關する限り、屢々愛情濃かにして幸福である」と。

Bonney に從へば、ニュー・サウス・ウェールズのダーリング河畔に於ては、「若い娘は屢々若くは全然知らなかつた男子に嫁することを強制せらるが、その夫婦生活に於ては一般に幸福と満足とを見出す。夫婦喧嘩は稀であつて、互に相愛し合つて生活する」。中央オーストラリアに於ても「婦人は一般に、酷すぎるといふやうな待遇は決して受けられない」。「……これらの土人の婦人の生活は、多かれ少なかれより安樂ならしめんとの彼女の要求から導かれ、屢々描かれるやうな慘めなものでは決してない」。Dawson は西部ヴィクトリアに於て、婦人に課せられてゐる勞役に就て述べた後で、「だがそれにも拘らず、家族の間に愛情が缺けてゐるといふ譯では決してない」と附加して居る。西南オーストラリアの妻女のことを極めて憐れなものと見て

居る。Salvado では「屢々余は許婚の男が私は彼女を愛し、彼女も亦私を愛して居る」と語るのを聞いた」と言つて居る。タスマニア人に就ても、男子が婦人を親切に遇するところが報せられて居る。等等。尙ほ

Bonwick は、オーストラリア土人のことを概言して「家庭生活では、一部の人人が報道するやうな暗い場面は見出されない……夫婦の間にも、親子の間にも愛情が現れて居る」と述べて居る。

(三) 夫は前掲(二)に報せられて居るやうな妻女に對する處分權を無制限に有して居るのではない。妻を處罰したり離婚したりする場合に、彼は屢々全部族の同意を得なければならぬのである。例へばニュー・サウス・ウェールズでは、妻が姦通した場合でも、夫は部族中の長老たちに訴へ、その同意を得た上でなければ離婚することができない。而もその同意も夫婦間に子供がある時は與へられない

のである。西部ヴィクトリアに於て、重大な誤があつた場合に、夫はその妻を離縁することができ、これを殺戮することもできる。然しながら、その何れの場合にも、彼自身及び妻の屬する部族の酋長に訴へ出て、その許可を得た上でなければならない。ここでも夫婦間に子供がある場合には妻を離縁することができず、而もその妻の同意を得ずして敢て他の女を迎へたならば不斷の山の荒れを忍ばなければならぬ。酋長と雖も許婚に依つて結婚した場合には、永く他の妻を有することができる。而もその妻の同意を得ずして敢て他の女を迎へたならば不斷の山の荒れを忍ばなければならぬ。ポート・リンカーンに於ても、古い、老いたる妻の故障のために、夫は屢々若い新しい妻を迎へることを斷念せしめる。ボート・リンカーンに於ては、夫の妻を交換し合ふ、兄弟や近親者たちは殆どその妻を共有して居るのである。妻も自分の夫の兄弟たちのことを夫たちと呼んで居る。このことは物品として妻を交換するといふよりも寧ろ所謂群婚形態の存在を意味するものである。これら二個の實例は、他の場合に於ても亦妻の交換といふことが、一見爾う感ぜられるやうな、夫の恣意に基くものでないことを示して居ると言ひ得る。

それと同部族の婦人をめとることができると然し若し彼が如何なる理由に依つてにせよ、兄弟の後家、或は彼自身の亡妻の姉妹、又は前妻を離縁又は殺戮したのであつた場合にはこれらは何れもが全然許されない。中部クーン士人では、妻の親族が妻のために復讐

することがある。即ち男子が自分の妻を殺した場合には、彼自身が處罰を免れるためにはその肉身の姉妹を、死に致さしめるために、亡妻の親族又は友人に提供しなければならない。

(四) 妻の交換は必ずしもその同意なくしてなされるのではない。西部ヴィクトリアでは、妻はただその兩親の死後、酋長の同意を得た上でのみ交換せられる。それも交換せらるが妻に對して不忠實である場合には、彼女は猛烈に山の神振りを發揮する。ニュー・サウス・ウェールズでは、妻は夫の不行跡を部族の長老たちに訴へ、彼及びその密婦の處罰を請ふことができる。西部ヴィクトリアに於ては、夫が妻に不忠實であつても、彼を離縁することはできない。だがこの場合、彼女はこれを酋長に訴へることができ、酋長は夫を二三ヶ月間追放に處することができる。同時に相手の姦婦はその親族から厳酷な處罰を受けなければならない。酋長と雖も許婚に依つて結婚した場合には、永く他の妻を有することができる。而もその妻の同意を得ずして敢て他の女を迎へたならば不斷の山の荒れを忍ばなければならぬ。ポート・リンカーンに於ても、古い、老いたる妻の故障のために、夫は屢々若い新しい妻を迎へることを断念せしめる。ボート・リンカーンに於ては、夫の妻を交換し合ふ、兄弟や近親者たちは殆どその妻を共有して居るのである。妻も自分の夫の兄弟たちのことを夫たちと呼んで居る。このことは物品として妻を交換するといふよりも寧ろ所謂群婚形態の存在を意味するものである。これら二個の實例は、他の場合に於ても亦妻の交換といふことが、一見爾う感ぜられるやうな、夫の恣意に基くものでないことを示して居ると言ひ得る。

加之吾吾は所謂婦天下に關する諸報道にすら接する。ハーバート河畔に於ては、夫は屢々妻の指導下に置かれ、打擲せられることが珍しくない。西部ヴィクトリアでは、夫が妻に依る虐待に堪え兼ねて、近隣の部族へ逃げ行き、そこで私かに魔術に訴へて妻の死を祈るといふやうなこともある。この場合若し妻がそのことを知つたならば、彼女は早速そし

身の間で何ら羞恥を感じることなく、却つて誇らかにこれを吹聴する程である。中部オーストラリアでは、結婚は何ら貞操の義務を課していない。妻たちは常に自ら進んで賣淫行為を敢てする。南オーストラリアの婦人たちは、夫の同意を得て、若くは同意を要せずして外來者に自分を提供する。ムーア河畔に於ては、妻は屢々若い男と關係を結ぶ、だが夫は毫もこれを意に介しないやうである。

(四) 死亡せる夫の兄弟がその後家を妻とすることは、彼らの權利であるよりも寧ろ義務である場合が多い。Fraser はニューサウス・ウェールズの土人に就て述ぶるに當りこのことを後家の「避難」と呼んで居る。Dawson は西部ヴィクトリアの土人に関する「夫が死亡した場合、その兄弟は若し後家が家族を有するならば、彼女と結婚する義務がある。蓋しかくして彼女を保護し、その兄弟の子供を育てることが彼の責務だからである」と述べて居る。Salvado も亦西南オーストラリア人の博愛に就て述べ、彼らが不在中の友人の妻又は亡き兄弟の後家を引受け世話をすることを轍じて居る。

八、「夫がその妻を自分のために働かしめる」といふ事實から、妻女が奴隸状態に在るといふ結論を導き出すことも、一面的たるを免れない。蓋しこの點に關しても全然正反対の結論を根據づけ得べき同様に多くの事實が

存するからである。例へば、クルナイ族の間では、夫は女房子供を養はんがために狩獵を營み、又彼らを防護せんがために戰ふ。中央オーストラリアに於ては、他の未開部族に於けると同様、妻がしなければならぬ仕事は随分ある、だがそれは決して家族のためになされなければならない仕事の總てではない。夫も亦妻に劣らぬ多くの仕事をする。前項の最後に挙げた、亡き兄弟の妻子を保育する義務に關する習慣の存在は、同時に一家族を支へるための仕事が寧ろ、大部分夫の肩に懸つて居る事實の證據でもある。更に夫が主として狩獵に從事し、妻が住居の設備や植物性食物の蒐集に携はるが如きは兩性間の生理的相違に基く、極めて自然にして、それ故に合理的なる分業である。男子に取つて、狩獵が常にスポーツの性質を有するか否かは可なり問題であるが、假に主張せらるるところの如くであるとしても、そのことは當面の問題に關して何ら決定的要素ではない。若しそれ住居移動の際に、男子は僅かに武器のみを携行し、婦女子が總て重荷を擔つて行くことの如きは、そのこと自身寧ろ引用者がこれを引用せる目的とは正反対の事情を物語るものである。彼らの旅行は常に文明人の想像し得ざる危険に曝露されて居る、即ち他部族の襲撃、猛獸毒蛇の出現、急流深淵の存在等がそれである。

男子が輕装して武器のみを携行するのは、正當進歩せる社會に於ても、屢々所謂革命的志士に

を防護し、彼ら先づ河川の徒渉を試みて、よく後者が安全にそこを越え得べきや否やを確めんがためである。かくの如きは、決して單にアジテーションをしてより效果あらしめられたための形容的語句にして、嚴密なる科學的に依るアフリカ土人に關する、Pinart に依るパナマのインディアンに關する、それぞれ信頼すべき報道が示す如き、歸納的な結論でもあるのである。

かくの如く、未開民族の妻女の生活状態を明暗その兩方面に亘つて、詳細に觀察する時、吾吾はかの Darwin がその著 Descent of Man に於て正しくも結論する如く、一般に夫婦關係に於ける未開民族の婦人の狀態が、屢々爾か言はるる如く、奴隸のそれであるとは決して言ひ得ないのである。

況んや吾吾が、既に述べたる如く、奴隸制度を社會科學的に理解して、一定社會の全的存続を基礎づくる一個の勞働組織となす時、よし可なりの程度の隸從を餘儀なくされて居るとしても、未開民族の妻女を以て奴隸と見、この意味に於て彼らの間に奴隸制度が存在するとは決して言ひ得ないのである。勿論かく言ふことは、或種未開民族の間に奴隸制度が現存する事實を否定することは決してならない。そは又別に攻究さるべき別個の問題である。

B 奴隸と專制王下に於ける一般被支配民衆との差異

專制王の壓制的支配下に於ける被支配大衆をその奴隸状態より解放すべしとの叫びは、相

士に依つて擧げられる。然しながら、この場合使用せらるる奴隸若くは奴隸状態なる語が單にアジテーションをしてより效果あらしめるための形容的語句にして、嚴密なる科學的な用語法に基くものでないことは明かである。従つて吾吾がここで問題とするところの專制王下に於ける一般被支配民衆とはかくの如き意味のものでないことを、先づ以て斷つて置かなければならぬ。然らば如何なる状態の下に於ける民衆を指すのであるか。 Bastian はその著 Rechtsverhältnisse に於て夫婦關係に於ける未開民族の婦人の狀態が、専制王下に於ける社會成員が全體として、彼の絕對隸從者たり、財産たり、奴隸たる、諸民族を列舉して居る。例へば、彼に従へば、シヤム人は悉くその國王の奴隸である。ジャッガの王の臣民は奴隸であつて、彼らは王の同意がなければ結婚することを得ない。ユザムバラに於ては、總ての住民が王の奴隸である。そこでは絕對支配者が、總ての臣民をその財産として處分する。コンゴーに於ては、王及び王妃は臣下を自由に賣却し得る。等、等。Bastian のこの叙述は、單に無秩序なる舉例の蒐積に過ぎずして著しく明確性を缺いて居る。然しながら、社會成員全體が、強力なる專制支配者の恣意の下に、著しく隸從状態に置かれて居るといふ事實は、特に未發達社會に於ては、珍しからずあり得ることである。かくの如き狀態と奴隸制度との相違を明かにすることは、少くとも後者の特質をよ

り明確ならしめるよすがとして、必ずしも無意義でないこれを歴史的事實に當て嵌めて見ても、吾吾はかの古代エジプトに於て、ピラミツドが奴隸の勞働に依つて建設せられたといふ見解に屢々遭遇する。然しながら吾吾は一定の理由から、それが強力なる Pharaoh が一般人民から徵した強制勞働の結果であるとの見解を支持するものである。而して前者の見解が可なりに廣く支持されて居るのは、吾吾の信ずるところを以てすれば、正しく今吾吾がここに問題とするところの兩類型の混同の故に外ならない。

益のために若干の行爲又は不行爲を、その從屬民に強要することはあらう。然しながら、一般に彼らの上に課せらるる支配の可能性は逆に社會そのものの利害に依つて制約せらるる。この種の支配と制約とは相互的である。奴隸制度に在つては、全然その性質が異なる、一者が、絕對的一方内に他者の目内遂行の手

高田保馬博士の免賞 價值について

關西大學教授 武田鼎

épargnée à celui qui le reçoit; c'est du reste la loi des valeurs, l'origénérale et qui na pas été que je sache, observée par les théoriciens, quoiqu'elle gîtoverne la pratique univelle. Nous dirons plus tard par quel admirable mécanisme la valeur tend à se proportionner au travail quand il est libre; mais il n'en est pas moins que quérie a son principe moins dans l'effort accompli par celui qui sert que dans l'effort épargné à celui qui est servi.”

明かに節約せられたる勞力なる言葉が使用さねば
て居る」とが認められる。又ハームは經濟面
體中より左の如く論じて居る。是れ
Gide; Cours d'Economie Politique —
“Le producteur isolé, Robinson dans son
île, apprécierait certainement son canot non
seulement en raison du service qu'il lui
rendrait, mais en raison du travail énorme
qu'il avait dû fournir pour le construire et
qui serait obligé du refaire pour le remp-
lacer s'il venait à faire naufrage.”

酋長、王、君主、即ち一言にして盡せば、一社會の首長の、その從民に對する權力が如何程大である場合と雖も、正しき意味に於て、彼らは決して彼の奴隸ではない。隸從的地位がただその支配者の個人的優越にのみ依存するが如き場合には、奴隸制度は決して發展しない、蓋しそが一の社會制度たるためには、主人の奴隸に對する支配權が一般に社會的に承認せられて居ることを要するからである。奴隸は彼を奴隸と認むる社會にのみ生存するのであつて、自由民の社會の存在せざるところに奴隸制度のあり得る筈がない。

首長の權力は、奴隸所有者のそれに比して、遙かに多く自意的服從の要素を内包して居る。彼は全市民を自分の利益のためにのみ服務せしめることを得ない。勿論彼の個人的利

勿論首長が彼自身の奴隸を所有することがある。又例へば國家の如き公的權力の組織體がこれを所有することもある。王有奴隸、國有若くは公有奴隸がそれである。然しながら、この事實を吾吾が今問題として居るところと混同してはならない。前者の場合に在つては社會的主要構成要素は、これらの奴隸とは全然別個の存在たる自由民なるを以てである。且つ一般にこれらの自由民の多くが、彼ら自身又王や國家と同様に奴隸の所有者なるを以てである。

喜ぶべき事柄である。乍然その獨創が眞の發明であらば未だ以て欣喜するの早計なるを思はねばならぬ。

高田博士の免償價値説は未だ嘗つて何人に上つても説かれなかつた學說であるかと云ふに於て、博士の説かるる如き理論は百數十年の昔からすでに道破され盡した所であつて、唯その冠詞たる免償の二字のみが創造的形容詞たるに過ぎないのである。従つて博士の免償價値説は冠詞獨創説に終るものであると言はねばならない。

バスチャ一はその著經濟調和論に於て、次の如く論じて居る。
Bastiat. Harmonie économique — « Bien loin que la valeur ait ici une proportion nécessaire avec le travail accompli par celui qui rend le service, où peut dire quelle est plutôt proportionnelle au travail

“Le producteur isolé, Robinson dans son île, apprécierait certainement son canot non seulement en raison du service qu'il lui rendait, mais en raison du travail énorme qu'il avait dû fournir pour le construire et qui serait obligé du refaire pour le remplacer s'il venait à faire naufrage”.

右文の末尾の一節は是亦明かに「所有する」といふて免かるる」労働の意味を示して居るやうである。トマス・マクダーモーの名著國富論中は於て左の如く語じて居る。

Adam Smith; Wealth of Nation——“What everything is really worth to the man who has acquired it and who wants to dispose of it or exchange it for something else, is the toil and trouble which it can save to himself, and which it can impose upon other people. What is bought with money

or with goods is purchased by labour, as much as what we require by the toil of our own body. That money or those goods indeed save us this toil."

右の文章に於ても明かに償を免がる意味が述べられて居るとは、何人も認識し得る所である。博士の謂ふ「所有する」と云ふよつて免がれ得る大事サ」とは、必ずしも普遍的に安當なる觀念ではないと信ずる。何故ならば

「エルド・イナン・レ・ラ・スールがその著「資本と勞働」中に於て主張した所を借り來たつて立派に博士の蒙を啓き得るからである。即ち

Ferdinand Lassalle; Kapital und arbeit—

Die Eisenbahnen sind lange erfunde.

Aber ich setze den Fall, die Cöln-Mindener Eisenbahn sei noch nicht gebaut, und ich stelle nun eine Kapitalisten-Gesellschaft dar, welche die Cöln-Mindener Eisenbahn anlegt, oder irgend zwei andere Städte, bei denen dies noch nicht der Fall ist, durch eine Eisenbahn mit einander verbunden. Wird neu diese Eisenbahngesellschaft für ein Fahrbillett von dem Konsumenten, von dem "Liebhaber," in Ihrem Style zu reden, Herr Schulze, für den "Dienst," den sie ihm erweist, "diejenige arbeit, denjenigen Aufwand an Mühe und Kosten," wie Sie sagen, fordern können, den sie ihm durch die Erziehung des Dienstes erspart? Wird sie also wirklich

als preis des Fahrbillets denjenigen Betrag fordern können, in welchen sich der Aufwand von Mühle, Kosten und Zeitverlust auföst, den der Liebhaber zu machen hätte, wenn er wie früher zu Fuss oder zu Wagen von Cöln nach Minden gelangen wollte?

ハ・ツ・サールの言ふ如く、鐵道實銀は所有するて、償を免がると考へるよりも、所有せざるて、償を免がると考へるよりも、所有せざるが故に所有せんと慾する要求について考察するものが妥當である。高田博士の見解は、壇國學派が限界效用の説明に用ひる方法を採用することに於て、所有するの可なるを思はざるを得ない。如何なる理論的根據によつて所有要求の價値性を否認し所有免償の價値性のみを主張するのであるが、余は了解に苦しむ所である。發明發見の動機或は一般社會進化の機縁は之れ無きが故の苦痛を之れ有るが故の快樂に轉ぜんとする所にあるのであつて、之れ有るにも拘らず、之れ無しと考へて努力するのではない。言葉遣ひの珍奇は學理の内容も何等關係なき事柄である。學者の慎しむべきは、術學的態度である。敢て一文を草し學界の注意を煩はす次第である。尙ほながら士方博士の配爲、餘儀なく言へば言へぬでもない事情もあつた

十回三回題

霜村盛郷

3

千里山學報が創刊されたのが大正十一年の六月廿五日、その產婆役は何と言つても前專務理事宮島綱男氏・岩崎一教授である。あの大きい點頭きを

もつて「よかあ」と言つて暗にその創刊を歓應し、發刊以後も毎月刷り上るのを待ち遠しくしながら一々眼を通された故山岡順太郎氏もそのサポートしない。翻つて一般的に見て所有する」と云つて、翻つて一般的に見て所有する」と云つて、鐵道實銀は所有する

て、償を免がると考へるよりも、所有せざるが故に所有せんと慾する要求について考察する

のが妥當である。高田博士の見解は、壇國學派が限界效用の説明に用ひる方法を採用す

ることに於て、所有するの可なるを思はざるを得ない。如何なる理論的根據によつて所有要求の價値性を否認し所有免償の價値性のみを主張するの

が妥當である。高田博士の見解は、壇國學派が限界效用の説明に用ひる方法を採用す

ることに於て、所有するの可なるを思はざるを得ない。如何なる理論的根據によつて所有要求の價値性を否認し所有免償の價値性のみを主張するの

が妥當である。高田博士の見解は、壇國學派が限界效用の説明に用ひる方法を採用す

ることに於て、所有するの可なるを思はざるを得ない。如何なる理論的根據によつて所有要求の價値性を否認し所有免償の價値性のみを主張するの

が妥當である。高田博士の見解は、壇國學派が限界效用の説明に用ひる方法を採用す

るもの現はれ初めた頃、それに稀ではあるがクリエイチヴァのないシザード・ハム・ペイストで物したやうな讀物の現はれ出した頃、論文、それもインゼヌコロジカルズれば仲々に面白いものである。

それからも一つ學報を初號より通覽して感じ得るものは、出來ては消えて行く學生諸君の多くの會の記事、運動記錄その他の目まぐるしさ、それにもまじで見逃せない。それから、創刊以來昭和二年六月十五日第五十號に及ぶまで編輯者として、陣痛以前からの苦痛を嘗めて來た辰巳經世講師の勞功は想像以上のものがある。岩崎教授は當初之が主宰者たる筈であつたが、宮島教授の同窓であり且つ經驗を此種編輯に有つ服部嘉香教授が之に代ることとなり二號迄は之より手を引かれた由。その他辰巳編輯者の後を襲ひだ森川太郎氏、初期に編輯を手傳つたり又直接間接に關係を多く持つた、故戸田省三氏、三島律夫氏、古川武（現講師）その他學報と人に就いては語ることが多いが、これはアツト・ランドムに觸れて行かう。

今にして思へば、我が學報のLaison d'êtreは寧ろそのニコースに非らずしてその記録としての機能により多きやうである。消長起伏常き學園の歴史、然もそを貫いて認め得らるべき一路登進の足跡を示す大學そのものの姿、それが瞭然と、古き學報の頁を翻くのは青年自身の仕事でなければならぬ。睡魔と蚊に汗に攻められてノート汚すばかりに満されぬ學窓の時間を過す夏の福島學舍の、然し意氣こそ、千里山學舍に於て特に尊敬と敬意をもつて享け継ぐべきものではあるまい。そしてその上に、人間としてのカルチャをもつて、自然の秀麗そのまゝに磨きをかけてこそ、關西大學スピリットの光彩一段と加はり、物質につまされて行詰まつた脚氣病患者の如き、然し流石に力強き大阪の文化に錦上更に花を添えるものがあらう。

學生意氣の衰へた時に學運が沈んで盛んにならぬか、ヨボリコーンがどうして齋らされやうか。

學 内 報

辭 令

休職ヲ命ス (六月三十日附) 事務長 松山藤雄
専門部講師

講 師 嘴 任

今回新たに左記講師を嘱任した。

國際私法擔任 法學士茶谷勇吉氏

第一學期試験施行

本學年度第一學期試験を左の通り施行した。
大學豫科 自七月五日至七月十三日

第一學期授業終了

本學年度第一學期授業左の通り終了した。
學部各科各學年 七月十三日限

學 報 題 號 變 更

本誌本號(第七十一號)より從前の呼稱たる千里山學報を廢し關西大學學報と變更することとなり、一切の手續を了した。因に新題號は理事喜多村桂一郎氏の揮毫にかかるものである。

第七回夏期語學講習會

本學第七回夏期語學講習會は例年の如く左記に依り福島學舍に於いて開催せらることとなつた。
一會期 自七月二十二日至八月十日
二聽講者 男女を問はず入會を許し、女子聽講者の爲には特別席を設け、尙その數多き

三組織 英語、佛語、獨語の三科を置き、
英語科は中等學校卒業以上の素養ある者を、
佛語及び獨語科は何れも初學者を收容す。

四授業時間 各科共 自午後六時至同八時
事務長 松山藤雄

五課程 英語科——譯解
佛語科——發音、譯解、文法
獨語科——發音、譯解、文法

六講師 本學專任教員中左記諸氏が擔任さ
れる。
英語科 教授 村上喜貞氏
佛語科 教授 賀來俊一氏
獨語科 講師 向軍治氏

昭和四年五月二十一日より同六月二十日に至
る圖書館統計は次の通りである。

		圖書館報告					
		昭和四年五月二十一日より同六月二十日に至る圖書館統計は次の通りである。					
		昭和四年五月二十一日より同六月二十日に至る圖書館統計は次の通りである。					
		昭和四年五月二十一日より同六月二十日に至る圖書館統計は次の通りである。					

桂忠雄氏
六月二十八日男子出生された。

教職員動靜

中村留學生動靜

本學留學生中村良之助氏はこの程村上教授並に新町教授宛左の如き通信を寄せられた。

村上教授宛

グラナダにて

しばらく御無沙汰致しました。御曾遊の地グラナダに参りました。綠野をへだて、シエーラネバダの山はまだ雪を多分にいたしてゐます。アルハンブラ宮殿は昨日見ました。今日も尙一度見たいつもり。

昨日は舊市街に入つてチーノチーノといつて砂をブツかけられたには閉口、昨日はジブーシーダンスに多く異國情緒を味つたわけ。今夜バレンチアに向つて出發します。

新町教授宛 (その二) マドリードにて
橄榄みのる南の空をしたつてスペインに参りました。實は國際聯盟協會の十三回總會に出席の爲です。

會議はなれない事だし、夕方も亦いろいろな會合があつて、連日テンテコ舞の姿です。東大の山田さんが日本代表です。まあそんなむつかしい事は別にしておいて、なる程空青い、陽のかゝやき、スペインは他の歐洲諸國と變つてゐます。殊にあらびや文明が影響して何かにつけてオリエンタルな所のある事は嬉しい事です。一昨夜大夜會がありましたが、その音樂も風俗も、何か東洋味があつて、はるばる来る歌舞でローマンチックな感がわいて来ます。町を歩くごペールをかむつたスペイン美人が物めづらし相に此極東の御客様の額を見ます。二週間もすれば又パリの下宿にかへるわけです。

新町教授宛 (その二) グラナダにて
何事にもノンキ極まるスペインの事、果して前便がつきましたやら、不便な中を苦心してグラナダに参りました。アルハンブラの舊跡は豫科學生時代に村上先生の英語の時間に、それについてのローマンスをきかされて以來、長いあこがれの對象でした。

(中略) 丁度町の祭りでアルハンブラ宮殿はイルミネーションにてらされるわけ。月夜であつたら前なるシェーラネバダの山につもる雪に映ゆる日光を背

景に、在りしムーアの當時をしのぶに絶好の好じます。しかしユルミネーションも仲々によろしい

これでスペインも終り北都アフリカへ思ひますがつかれましてのでバレンチア、バルセロナ、ツールズを経てかへります。

(挿入寫眞について)

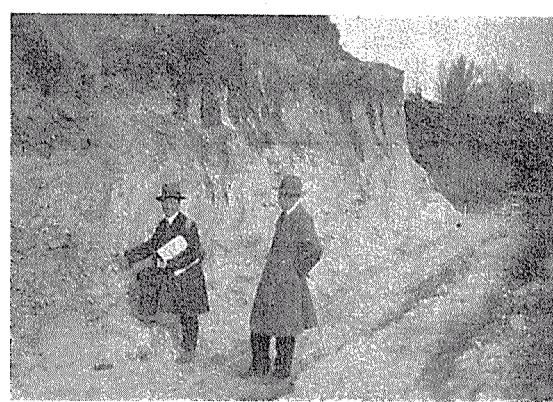
去る四月十四日にソルボンヌ大學地理學教室の實地演習に、マルトンヌ教授指導のもとにパリの東郊セーヌマルヌ河のエスブリ附近に存する河川の曲灘流の爲に生ずる地形の變遷を、實地に研究した時に撮つて貰つたもので、地圖でも直ぐにわかる様に、セーヌ河は非常に曲りながら流れゐますが、此所のものはその典型的なもので、河川に作用せられた跡が明瞭に観察されます。

寫眞の背景は河川の灣曲部に残堆された砂層です。▲印の所が現在の地表面であります。

今は採砂場になつてゐます。京大の小牧氏と二人で砂層中より貝殻を見出せる所を折柄當時來あわされた奈良女高師の西田氏が撮られたものです。Collège de France の Brindep 氏の講義は三月限りで終りました。ソルボンヌの方も目下はドマニシヨン氏指導で北部の礦業地に見學中です。それで此學年も終ります。

かつて關西大學に見えたデコヌリ氏とも、數回會合致し此間も Ecole normale supérieure を見學致しました。

當地の理學會も大抵毎週二回は講演會もあります。こんな事が此佛國地理學會を盛にならしめてる一部の理由でせう。講演會はいつも仲仲の盛會です。



写真：外洋リブリス近傍の地見学中の中村留學生

附屬關西甲種商業學校彙報

な遂に優勝戦に於いて海草中學に勝を譲つた

本校三對海草七

其の後の戦績は次の通りである

六月二十一日本校五——京都二中——(寝屋川)

二十三日本校二——和中八 (和中)

二十六日本校十四——和中八 (寝屋川)

音樂部報——六月二十一日午後七時より市内

安堂寺町蘆池小學校講堂に於いて第三回ハーモニカ演奏會開催、關西大學リード、ハーバーム、オーケストラ、豊中中學 中外商業、

浪華商業、關大二商各音樂部の贊助出演あり

聽衆千五百名に達し盛會を極む、同音樂部は漸次識者間に認められつつあり。この種中等學校の組織のもととしては稀に見る練達完成のものとの評がある。因に同部の本年度の計畫として今夏JOBK放送、夏季演奏旅行、秋季大演奏會等を行ふことになつて居る。

附屬第一商業學校彙報

辭令 (六月三十日附) 霜村盛鄉

關西大學第一商業學校講師嘱託ヲ解ク
講師囑任——今回左記兩氏を本校講師に囑任した。

會話 フィンチャード 氏
習字 白田 猪藏氏

第三學年生徒卒業旅行——第三學年生徒は六月十五日より十八日迄飯田、神保兩教諭引率の下に名古屋、東京方面への卒業旅行を行つた

第一學期授業終了試験——第一學期授業は七月九日を以て終了し、十一日より十七日迄學期試験を施行する。

因に成績發表は七月二十三日である。

野球部報——美濃電主催中部選抜中等學校優勝大會には、前號既報通り連戦して最後の優勝戦まで出場するの榮を得たるも惜しいか

分價値論の出生の源たるハコハイターの價値論のその又源泉たるアダム。ミルの價値論の一節を添加して初學者の参考に供した。

Adam Müller; Versuche einer neuen Theorie des Geldes——“Der Werth einer Sache ist die Bedeutung, welche sie durch die grössere oder geringere Gerechtigkeit des Verhältnisses, aus dem sie hervorgegangen, oder worin sie selbst zu den übrigen Sachen steht, erhält... Der Werth einer Sache ist also die Bedeutung derselben im Staat und für die ewige

右の外全體に對する一部の重軽度なる關係は他にもその前例ある。即ち左記のフルーツへの著書中に於て發見られる。即ち P. J. Proudhon; Système des Contradictions Économiques——“D'après cette analyse, la valeur, considérée dans la société que

forment naturellement entre eux, par la division du travail et per l'échange, les producteurs, est le rapport de proportionnalité des produits qui composent la richesse; et ce qu'on appelle Spécialement la valeur d'un produit est une formule qui

indique, en caractères monétaires, la proportion de ce produit dans la richesse générale.

校友彙報

西區土佐堀通二丁目八一に事務所を移轉した。

原口磊三氏（昭四專商）今般不二屋百貨店
博多本店調査部に入る。

千里山戊辰會會則及幹事

既報去る三月創立せられた千里山戊辰會ではこの程會則を發表した。全文を左に掲げる。

千里山戊辰會會則

第一條 本會ハ千里山戊辰會ト稱シ母校ノ發展會員相互ノ向上親睦ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ關西大學昭和三年度學部卒業生ヲ以テ組織ス

第三條 會員ハ會費トシテ年額金一圓ヲ支出スルモノトス

第四條 本會ニ幹事二名ヲ置ク
但必要ニ應シ臨時會費ヲ徵收スルコトアルヘシ

第五條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ一ヶ年トス
幹事ハ會務ヲ處理シ會計ヲ司ル

第六條 幹事ハ會務ヲ處理シ會計ヲ司ル
本會ハ毎年春季ニ定期總會ヲ開キ必要ニ應シテ臨時總會ヲ開ク

第七條 會員ハ住所ノ變更其他一身上ノ變動ヲ其都度本會事務所ニ通知スルヲ要ス

第八條 本會ノ事務所ハ當分ノ間幹事ノ住所ニ置ク
第九條 本會則ハ總會ノ決議依リ變更スルヲ得
以上

尚本年度の幹事は小角太一郎、増子一巳の兩氏であつて、住所は何れも左記の通り。

會員諸氏よりの消息を期待してゐる。

大阪市天王寺區細工谷町六九 増子一巳

金澤佳郎氏（昭四大法）阪和運送合名會社に入社。

平岡啓道氏（推）辯護士。都市計畫のため

學生彙報

皇陵崇敬會報

第二次第九回例會——去る五月十二日、本會は大和平城の都を訪ねた。一行十五名、午前八時半、大軌電車にて上六を出發し油阪に下車。帝陵の東方に在る縣社漢國神社は大物主命大己貴命、小彦名命を祀る。それから聖武天皇佐保山南陵、聖武帝皇后仁正皇后佐保山東陵に拜して興福院に至る。傳へて聖武帝の御

學問所を和氣清磨に賜ひて院としたものである。佐保山中にある應神帝皇子大山守命の御墓は圓塚をなして居る。途中峠を越す時に蟬の聲を聞くだけに流石に、初夏の訪れを感じた。又那富山墓と申すのは、聖武帝皇太子の御墓で、小さい圓塚であるが、塚の四隅に隼人石と傳ふる所の獸頭人身の石像が立つて居る。その中の一個は之を完全に見る事が出来る。朝鮮の古墳墓等に見られる方位を示す十二支の像の一部である。次に、元正天皇奈保山西陵、元明天皇奈保山東陵に參拜し、後森井幹事より「奈良朝時代の文化の一考察」と題して講演があつた。

午後よりは般若寺に詣づ。真言律宗今、金堂經藏、禮門、石塔婆が残つて居る。此の石塔婆は國寶十三重塔で聖武帝の建立と稱し、其の傍の笠塔婆は東大寺大佛再建の際、來朝した宗工伊行吉が弘長元年に建てたものであると言ふ。樓門も亦鎌倉時代の建築物である。

次に北山十八間を見る。之は鎌倉時代極樂寺

の僧釋忍性菩薩が病者の爲めに創立したものであつて、現在の建物は寛文年中の建築にして間數十八。裏戸に北山十八間と刻す。轉害門は佐保路門、又は景清門とも稱す。形式は雄大奇古にして奈良朝時代の建築物にして特別保護建造物である。續いて幹事溝邊文和氏の盡力により目下社事課に依つて修理中の東大寺南大門を奈良縣社事課助手吉岡勇藏氏の

重源の再建する所其のままに残つて居る。表の仁王像は運慶の傑作にして高さ三丈六尺五寸、裏には宋石工が作った石造獅子一對、何れも國寶である。手向山の麓に鎮座する手向山八幡宮、次で春日神社に詣る。官幣大社春日神社は、春日山の麓にある。和銅二年藤原不比等、枚岡神及び鹿島香取の神を氏神と崇めて三笠山に移し地名に依つて春日社と稱す。手向山の北方に當る法華堂は一名三月堂と謂ひ、天平五年良辨僧正の創立せる金鐘寺にして、奈良市最古の建造物で此處には久安五年四月十四日又仁平元年十二月の二の落書がある。之も亦古いものである。南圓堂は、北圓堂の南方、西國三十三ヶ所の第九番の札所であり、堂内安置の諸佛は皆國寶である。北圓堂は鎌倉時代の建築にかかる。四時半頃豫定の行動を終へて、奈良より歸阪の途に就いた

向井威夫（昭四專商）臺灣新竹州竹南郡頭分庄頭分
桑原正男（天一三）
水田千里（天一五專商）
福田信一（昭四專商）
堺市向陽町八七
山本三七（昭二專商）
木下清一（昭二專商）
中島義一（昭三專商）
北區芝田町二四井上直人方
三滝川園内
山本賢吉（昭二專商）
兵庫縣武庫郡今津町洲島五四
福岡市島飼堺原口克一方
琴美市北市町七〇
原口磊三（昭四專商）
大久保鍊造（天一三）
中根孫一（天二三）
隅谷二三郎（昭三專商）
豊田與一郎（昭二專商）
藤田眞一（昭二專商）
福岡市天王寺區細工谷町六八
名古屋市東區東外堀町二丁目
堺二四二
大根孫一（天二三）
神戶市西須磨遊園地東上六ノ
五奥田秀吉方
佐野武男（昭三專商）
愛媛縣新居郡金子村

田所留三氏、森井惣吉、溝邊文和、川島正也、井元拙夫、小田切酉、清水正夫、竹若

隆三、平井三朗、藤本武之助、中川貞夫、

田畠誠之助、出野明、奥川武郎、沖本一夫

豫告——既に幾多の皇陵を巡拜して愈々第二次に入つて益々敬神の念を深めた本會は更に

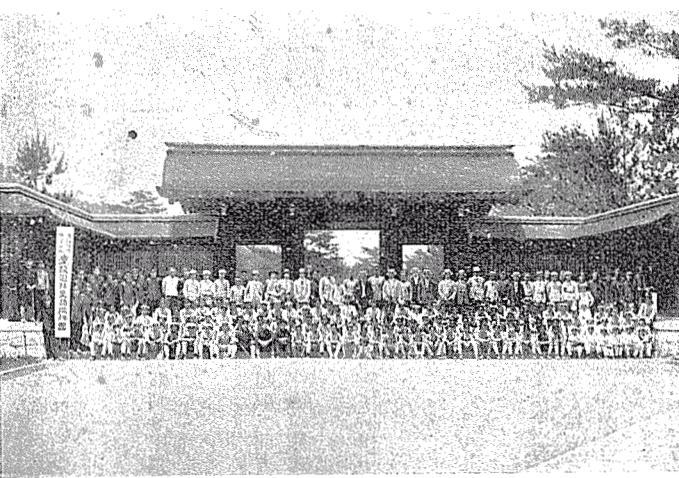
一步を進めて、今回「府下中等學校皇陵巡拜及史蹟探勝團」を組織し爾後一層斯の途に盡くすこととなり、會員一同は大いに努力してゐる。

府下中等學校皇陵巡拜史蹟探勝團第一回例會

去る六月九日、本會主催の府下中等學校皇陵巡拜史蹟探勝團が組織せられて其の意義深き勞頭を飾るべく、その第一回例會として三千年來の古き皇都歴史方面に舉行した。

其の建國の偉業を偲ばんと集る同好の士、實に二百名を數へ、若き意氣に燃ゆる中等學生諸君と共に大鐵阿部野橋を發し、約一時間の後大和池尻に下車した。

先づ第三代安寧天皇歎傍山西南御陰井上陵に參拜し、次いで第四代懿德天皇歎傍山南纖砂谿上陵、第二代綏靖天皇桃花鳥田丘上陵に參拜し、それから第一代神武天皇歎傍山東北陵に拜し後、歎傍陵墓守長前悠久氏の御陵墓に關しての講演があり一行は記念撮影をなす、



第一回例會記念撮影

御陵は小圓墳にして東西七十三間、南北六十四間の土壘を以てかこみ、拜門は神明門にして境内一面に白砂を敷き、外廓としては玉垣の延長四百三十八間、周圍五百二十八間五分總坪數一萬九千九百十五坪五合であり、實に廣大壯嚴にして何となく神神しさが自ら身に迫るのを覺ゆる。續いて官幣大社櫛原神宮に詣づ。

里山の檜にて作られ大正四年四月一日の落成がある。再び記念撮影の後晝食す。後、林間に講演として櫛原神宮司石崎澤次郎氏の「神武天皇の御陵威に就いて」と題する講演があり、又本會長小泉教授は此の度の舉に就いての挨拶をせられ、終つて解散す。午後

かしはらのとほつみおやの宮柱
明治天皇御製

たてそめしより國はうごかず

月二十日聖旨を以て櫛原神宮の宮號を賜ふた

のである。大鳥居は、高さ三十一尺一寸、巾

二十八尺五寸、重量一本約二千貫、笠木の長さ四十三尺六寸、重量約三千貫用材は臺灣阿

郎氏に對し厚く御禮を申上ぐると共に、又多

數御参加下さつた中等學校諸先生方に對し紙

上を通じて會員一同から深く感謝の意を表す

る次第である。

因に當日の參加校及び出席者は次の通り、

市岡中學十五名、生野中學一名、八尾中學一

十七名、關西學院中學部十一名、豊中中學三

名、堺中學三名、住吉中學二名、日新商業十

一名、北陽商業二十六名、關西甲種商業一名

京阪商業十八名、天王寺商業一名、明星商業

八名、養生義塾三名、本學よりは小泉教授、

河村教授、高橋大佐、香坂中佐、武藤中尉、

若松新吾氏外本學學生四十數名

第二次第十回例會——去る六月二十二日本學期最

後の例會を打出方面に行ふ。當日午後一時天

六阪神前を出發した一行は打出に下車す。

第五十一代平城天皇皇子阿保親王墓に詣づ阿

保親王は橘逸勢等の反逆を密奏して事平ぐを得

得尋で薨す。功を以て一品を贈らる。それよ

り阿保山親王寺に至る。當時代の古物を拜觀す。

又官幣大社廣田神社に參拜、祭神撞賢木

嚴之御魂天疎向津媛命にして神功皇后ノ創祀

三代實錄に貞觀十年授位、延喜式にして名神

講演として櫛原神宮司石崎澤次郎氏の

「神武天皇の御陵威に就いて」と題する講演

があり、又本會長小泉教授は此の度の舉に

就いての挨拶をせられ、終つて解散す。午後

三時神宮鳥居前に集合、久米寺に至り大鐵電車にて歸阪の途に就き、五時半に着し一同天皇陛下の萬歳を三唱し、本會の發展を祝して解散し無事第一回を終了した。

因に當日の參加者は左の通りであつた。

河村教授、香坂中佐、森井惣吉、溝邊元利、田畠誠之助、奥川武郎、

中村武一郎、小田切酉、竹若隆三、黒松喜洲

尙夏季休暇を利用して本會員の活躍目覺まし、畿内、九州等各地に至るプラムを各々發表して愈斯道に努力せんことを期してゐる。

會員は奮つて參加せられたし。

因に當日の參加校及び出席者は次の通り、

市岡中學十五名、生野中學一名、八尾中學一

十七名、關西學院中學部十一名、豊中中學三

名、堺中學三名、住吉中學二名、日新商業十

一名、北陽商業二十六名、關西甲種商業一名

京阪商業十八名、天王寺商業一名、明星商業

八名、養生義塾三名、本學よりは小泉教授、

河村教授、高橋大佐、香坂中佐、武藤中尉、

若松新吾氏外本學學生四十數名

第二次第十回例會——去る六月二十二日本學期最

後の例會を打出方面に行ふ。當日午後一時天

六阪神前を出發した一行は打出に下車す。

第五十一代平城天皇皇子阿保親王墓に詣づ阿

保親王は橘逸勢等の反逆を密奏して事平ぐを得

得尋で薨す。功を以て一品を贈らる。それよ

り阿保山親王寺に至る。當時代の古物を拜觀す。

又官幣大社廣田神社に參拜、祭神撞賢木

嚴之御魂天疎向津媛命にして神功皇后ノ創祀

三代實錄に貞觀十年授位、延喜式にして名神

講演として櫛原神宮司石崎澤次郎氏の

「神武天皇の御陵威に就いて」と題する講演

があり、又本會長小泉教授は此の度の舉に

就いての挨拶をせられ、終つて解散す。午後

の没せんとする頃ほひ幹事小田切君の宅を訪ね、一同多大なる饗應に預かり午後七時半辭して仁川より歸途に就いた。

因に當日の參加者は左の通りであつた。

河村教授、香坂中佐、森井惣吉、溝邊元利、田畠誠之助、奥川武郎、

中村武一郎、小田切酉、竹若隆三、黒松喜洲

尙夏季休暇を利用して本會員の活躍目覺まし、畿内、九州等各地に至るプラムを各々發表して愈斯道に努力せんことを期してゐる。

會員は奮つて參加せられたし。

因に當日の參加校及び出席者は次の通り、

市岡中學十五名、生野中學一名、八尾中學一

十七名、關西學院中學部十一名、豊中中學三

名、堺中學三名、住吉中學二名、日新商業十

一名、北陽商業二十六名、關西甲種商業一名

京阪商業十八名、天王寺商業一名、明星商業

八名、養生義塾三名、本學よりは小泉教授、

河村教授、高橋大佐、香坂中佐、武藤中尉、

若松新吾氏外本學學生四十數名

第二次第十回例會——去る六月二十二日本學期最

後の例會を打出方面に行ふ。當日午後一時天

六阪神前を出發した一行は打出に下車す。

第五十一代平城天皇皇子阿保親王墓に詣づ阿

保親王は橘逸勢等の反逆を密奏して事平ぐを得

得尋で薨す。功を以て一品を贈らる。それよ

り阿保山親王寺に至る。當時代の古物を拜觀す。

又官幣大社廣田神社に參拜、祭神撞賢木

嚴之御魂天疎向津媛命にして神功皇后ノ創祀

三代實錄に貞觀十年授位、延喜式にして名神

講演として櫛原神宮司石崎澤次郎氏の

「神武天皇の御陵威に就いて」と題する講演

があり、又本會長小泉教授は此の度の舉に

就いての挨拶をせられ、終つて解散す。午後

規約

- 一、本會ハ關西大學政治學科研究會ト稱ス。
 - 二、本會ハ關西大學、政治學科關係者、職員、卒業生、學生ヲ以テ組織ス。
 - 三、本會ハ會員相互ノ研究ヲ促進シ、兼不テ斯學ノ蘊奥ヲ究ムルヲ以テ目的トス。
 - 四、本會ハ毎月一回ノ研究會ヲ開ク。
 - 但シ臨時大會ヲ開クコトアルベシ。
 - 五、職員ハ全部顧問トス。
 - 六、本會ノ委員ハ各學年ヨリ二名、卒業生ヨリ一名ヲ選任シ、委員長ハ顧問中ノ一名此ニ當ル。
 - 七、委員ノ任期ハ一ヶ年トス。但シ重任ヲ妨ケス。
 - 八、會員ハ毎月會費金參拾錢ヲ納付スヘキモノトス。
 - 九、本會ノ事業ハ内規ニヨル。
- 研究發表會、實地見學其他

哲學會報

本學哲學會は去る六月十七日午後三時よりクラブハウスに於いて例會を催した。其の席上發表された大山教授の學說は實に廣汎な範圍に亘るものであつて、其の一問題のみを把へ來つて之を見るも、學界に寄與する所甚大である。而して亦師の專攻が政治學及び社會學方面にある事よりして、勢ひそれ等に傾く事は當然であるが、今師の所說を概括するに次の六問題に抱括されよう。

- 一、社會關係論に於ける『指導關係』
- 二、社會關係進動線の考察
- 三、高田博士の第三史觀並びに「階級自崩作用」について
- 四、Hans Kelsen, *Der Soziologische und der juristische Staatsbegriff* の批判
- 五、徳川時代に於ける特殊なるギルド的組織の一型（鑄業勞働の組織——）
- 六、L. von Wiese, *Allgemeine Soziologie*,

及び "Soziologie" geschichte und Hauptprobleme. の照會

是等の諸問題の中、「指導關係」に關しては完全に近き研究過程に在り、進動線の問題は高田博士の幾何學的進動線に對する螺旋形進動線の確立を期し、第三史觀に就いての考察は所謂生產力と社會關係との問題、

後者に於る重點を更に精密に強調。

すべき必要に論及せられ、特殊な

ギルド的組織に關する論說は師

が已に東大在學當時諸種の文献に

よるばかりでなく、其の痕跡とも

言ふべき足尾鑛山の現地踏査等に

よる不拔の提唱であり、此に社會

學的研究を加へて、日本社會史日

本經濟史の一側面として次序を追

うて完成する豫定の由。つオング

ウイーゼの學說紹介は社會學叢書

刊行の企劃された當時、全社會學

界に於て師が分擔された最も自信

ある不拔の提唱であり、此に社會

學的研究を加へて、日本社會史日

本經濟史の一側面として次序を追

うて完成する豫定の由。つオング

ウイーゼの學說紹介は社會學叢書

學内英語雄辯大會を、英文毎日及び大阪時事後援の下に開催し、同時に向、チャップマン

兩氏チャップマンの下に新進スピーカーのロハナ

ブロガム次の如し。

1. Opening address P. III. Mr. Yoshida

2. Fragment of my first impression in this University P. I. Mr. Kimura

3. We Japanese and Nature P. I. Mr. Yasui

4. At the appointed time P. III. Mr. Aoki

5. About the difference between the liberty and self-indulgence. P. III. Mr. Hidami

6. Personality P. III. Mr. Kaneko

7. Our mission P. III. Mr. Kawano

8. The essence of modern Capitalistic imperialism. P. III. Mr. Shibata

9. As a compass on shipboard so an idea in society J. II. Mr. Imai

10. Newly made voice P. III. Mr. Yoshida.

11. The police and people P. III. Mr. Yamazaki.

12. Commerce and comfort P. III. Mr. Yamamoto.

13. Japan at the Cross-roads E. I. Mr. Kako.

14. Closing address E. I. Mr. Kokko. 番組審査の結果次の三君に大賞、時事賞を贈った。

The first prize winner Mr. Hidami.

The second " " Mr. Kimura.

The third " " Mr. Yamamoto.



(照參號第) 部技競上陸るせ勝優に執政は野

六月二十二日午後五時より、谷町二丁目西入小寺市太郎氏方敷舞臺に於いて、本學年度最初の月並會が開催せられた。

當日新入會員及び舊會員全部參集し、加ふるに顧問河村教授及び先輩奥田榮太郎、若林一雄兩君も多忙なるにも拘らず特に本會の爲め出席せられ、盛會に十時過ぎ散會した。尙當日の番組左の如し。

番組

竹生島	古井	中	野	村
千手	寺田	福田	和田	田中
鶴通	戸田	平井	澤木	野村
天鼓	獨吟	森井	木村	中野
弱法師	河村教授	佐井	若林	若林
橋辨慶	奥田	木舞	木枝	木枝
通小町	福本	木	木	木
千手	戸田	木	木	木
鶴通	田中	木	木	木
天鼓	野村	木	木	木
弱法師	中野	木	木	木
橋辨慶	若林	木	木	木
通小町	木枝	木	木	木

番組

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

内

外

三十圓の仕事をする北米合衆國人とが、その平等同一の要求を如何にして調和し實際化すべきか。一圓の收入ある人と三十圓の收入ある人とはさうしても平等同一なる生活上の權利を主張し得ざるべきことは、識者を待つて決すべき問題ではないのである。之が實際に残された難問題である。

先年我農商務省の發表せる生産率に關する統計表によれば日英米三國の労働者一人當り全工業に對する生産高は次の如きものである。

マルサス氏は人間が増殖する割合は食物が増加する割合よりも急速であることを教えて居る、之は確かに事實である。

今日の法律制度は人間の生活生存を保障して居らないが結婚及出産の自由を認めてゐる。然らば生存権生活権と出生権とは果して能く兩立し得べきものなりや否やである。

前述した様に、マルサス氏は經濟學上生存権を否認したのである。何故に生存権を否認したか。勤勞無產大衆の恨敵ではなく眞實温情著の味方たらんとした。マルサス氏は彼の大人口論は勤勞無產階級の貧困と窮乏との眞相を探究しそれより彼等を救へ出す方策を教へんとしたものである。氏が生存権 (a right to subsistence) を否認し貧者の給養權 (the right of the poor to support) を否認する根據は、云ふ迄もなく人間と食物との遞増の割合が不同であると云ふ點よりする人口論の論理的歸結である。氏は生存権を否認し、貧者の給養權を否認し、私有財產制度を擁護したのである。然しながら私はそれを以て直に一概に彼マルサス氏を冷酷なる資本主義經濟學の代辯者であり殘忍な利己主義的な人道主義の異端者視することは早計であらうと思ふ。蓋しマルサス氏の理論——人類は人體その備ふる生活資料よりも、より速に増加する生殖の生活資料の標準程度に於て抑制せられざるべからざるもので其處より人間社會ことに勤労生産階級に於ける主なる罪惡——不幸が生るると云ふ氏の説が妥當であるとするならば、唯だ漠然と漫然と生存権を承認し貧窮者の生

存を保障すると云ふことは決して社會國家の大衆ことに貧者を救濟する道一方策ではなく結局貧民自身の不幸窮乏を招來激發する所以であり富者による一時的の物質的援助によつて貧者を救はんとするは眞の救濟策ではなく結局貧者を救ふ唯一永久の策は貧者自己自らの抑制によるの外なし、マルサス氏の道德的抑制 (moral restraint) による社會政策は即ちこゝにその論據があるのである。

結婚權生産權を認めながら、然しその生れた凡ての者の生活生存を保障せんとするは、マルサス氏の所謂自然の法則 (the law of nature) に反する不可能事を敢てするもので、世を擧げて一般的缺乏 (universal want) の悲惨事に誘導せざるを得ざるに到るのである。

何れの國の社會運動労働組合運動は常にその旗幟目標とし理想とするところは、人間の生存權にある。斯くの如き社會權經濟權の一日も早くこの世に一般的に普遍的に承認され保障され實際化さるゝ事を希ふは定に望ましい限りである。

果して然らば生存權の承認保障は結婚權、生產權の制限を前提として生産權の承認保障は必然的にある程度の生存權の否定を意味することになるのである。而してその兩者の何れを探るべきかは既に科學の範域を離れ國家政策政治政策の問題となるのである。故に實際問題としては何としても生産の伴ふ生存權の主張を承認し保障しなければなるまいと思ふ。要するに生存權の主張は經濟學的に之を觀察するならば、一つの理想的分配學說とも見るべきものであらうと思ふ。

こゝによつて、完全に産業資本家となるのである。銀行資本は同時に産業資本である。銀行資本の益益多くの部分が銀行家の處理し、産業資本家が生産行為に使用する資本となる。が、それに伴つて、銀行資本家は同時に産業資本家である。銀行重役の益益多くの部分が産業會社に代表されて、産業上の諸行為に干渉し監視するところの産業資本となるのである。一方に於て極度に集中化された銀行と、他方に於て又極度に集中化された産業とは、叙上の關聯を通じて統一され、此の統一された最高の資本主義である。一方に於て極度に集中化された銀行の手に於て、又極度に集中化された産業とは、叙上の關聯を離れて、換言せば、社會的分業 (gesellschaftliche Arbeitsteilung) ——すなはちただ僅かに個別の身體の意志からは獨立して發生するところの自然的、純粋 (價格) によつてのみ、全社會的有機體 (gesellschaftliche Organismus) の諸構成部分として聯結され、事態は極めて單純化され、所有關係の問題、支配關係の問題や階級的利害の問題は最も明白にして、最も疑ふ餘地なき尖銳な表現をとるのである。

私はこゝに、以上に述べて來たところの點を要約する。「金融資本の發展は、一方に於て銀行をして

産業企業集中化の運動を促進せしむるの拍車たらしめるに同時に、産業企業集中化の發展は、逆作用して銀行自體の集中化を促進せしむる。が斯くて、集中化して行く二面は、又金融資本によつて益益緊密にあれやがて統一され、資本の特殊性が消滅する」。

1. Hilferding: Das Finanzkapital, Seite, 280

2. ラーファン著竹中氏譯「企業合同論」八〇頁

3. Hilferding: a, a, O, S, 230—231

4. Hilferding: a, a, O, S, 242—243.

5. Jeidels: Das Verhältnis der deutschen Grossbanken zur Industrie, Seite, 268
6. 經濟學論集第七卷第一號、美濃部氏著「子イ
ベロントー・ゲゼルシヤフトの歴史」119〇
—119四頁

7. 經濟學論集全上、111〇〇頁
8. Hilferding: a, a, O, S, 231

9. Hilferding: a, a, O, S, 283
10. 小島精一氏著「企業集中論」1111〇—1111一
頁

11. Hilferding: a, a, O, S, 134.
12. Jeidels: a, a, O, S, 180.

第三項 補論(英國の銀行制度とその歸趨)
以上で金融資本の理論的説明は終つたのである。けれども、そこで吾等の導いた結論に對して反対する多くの論者は、殆んど總てが其國の銀行制度を以て反駁の材料とするのである。即ち彼等は英國の銀行制度に就いて先づ二つの特質を擧げる所以である。(1)英國に於ける銀行制度は分業主義である。即ち、銀行は、投資銀行 (Investment Bank) や商業銀行 (Commercial Bank) とに分立してゐる。從つて商業銀行は産業企業とは何等の關係なしとするのである。

(2)英國の投資銀行は、只産業に對して資本を供給するのみであつて、獨逸に於ける銀行の如き産業政策を用ひないこと。從つて、Hilferding の金融資本論は、只獨逸資本主義に對しては十分の適要性ありとするも英國資本主義に對しては何等の適要性なしとするのである。

夫故に、ここで補論として、論じなければならぬのは、此の二點に就いてである。

(一)英國に於ける銀行制度を以て未だ純然たる分業主義となす論者は結局に於て、その形式のみを見

て本質となす者に過ぎない。勿論現在の英國に於ても、投機信用と商業信用の授與のみを以て立つ商業銀行 (此の中大なるものは、big five として知られ

ne Midland Bank, Lloyds Bank, Westminster Bank, Barclays Bank, National Province Bank 等等である) の資本信用の授與のみを以て立つ投資銀行 (Issue House) 発行業者 Investment Trust 投資信託等等) く

は明かに分立してゐるのであるが、それは形式上のこゝだるに過ぎない。内容的に見れば此等の商業銀行は、發行業者、投資信託等の中間者を通して投資市場に進出しつつあるのである。例へば投資信託は、その投資に際しては、叙上の銀行を受託者として資本の供給を得るのである。而して、その資本を内外の産業企業の發行せる有價證券に投資し、かくして得たこゝの有價證券を一方では銀行に預託し、他方ではトラスト自身の有價證券を發行して一般投資公衆に賣出すのである。だからして、獨逸に於ては銀行が直接に行ふこゝのものを英國に於ては此等の中間者を通じて行ふに過ぎないのであるのみならず、資本主義の發展に伴つて、投機や商業の意義が失墜するに従つて、商業銀行はその益益増加する預金を資本信用に利用しなければならなくなること、「だから、必然的にして避くべからざる」といふのは、既に先述せるところである。

「だから、必然的にして避くべからざる」といふのは資本主義的發展の法則より生ずるからである。一産業への銀行の侵入を以て、銀行にとって一の危險なりとして反対し、むしろかの預金銀行と投機銀行との分業と云ふ組織的に後れたイギリスの銀行制度を以て理想なりとし、この理想をば必要の場合は法律的強制によつても達成しなければならぬとする見解は、これの空論にはかならぬ。この見解は第一、英國の投資銀行は、英國に於ける投資銀行は内國の諸産業に資本信用を授與し、その有する銀行資本を生産資本に轉化すること雖も、獨逸に於ける投資銀行の如く、深く産業企業に關與しないのである。彼等は、産業企業に對して監査役を送入してそれを等の企業を永續的に統制しようこしない。彼等は、又その有する有價證券を、早速賣却してしまふのである。だからして、「金融資本の增加發展に伴つて銀行資本家は益益産業資本家となり、極端に集中化された資本主義社會の實際的支配權を銀行資本家が掌握するであらう」とする叙上の結論は、よし獨逸の資本主義に對しては妥當なりとするも英國の資本主義に對しては適要性なしとするのである。

然し乍ら、吾等は、英國の投資銀行が、獨逸の投資銀行の産業政策に反して、斯の如き激強的退撃的な政策を執るに至つた理由を考究しなければならない。斯の如き英國投資銀行の退撃的産業政策は決して、銀行家の主觀的な意志から出たものではない。

①夫故に英國に於ける形式的な商業銀行を以て叙上の論議を反駁せんとするることは結局に於て無力である。

(1)が、更に第二の問題に進まう。

Nash は英國の投資銀行の特質に就いて次ぎの如く言つてゐる。「英國の投資銀行は只銀行業のみによつて立つのである。それは只金融するのみを以てその義務と考へ、産業方面には立ち入らないのである。或る英國の銀行家は銀行は金融業者として以外に國家や諸産業會社の發展に關與することは絶対に不可能である。彼等は銀行は會社の出資者であつてはならないと信じ又一度ひ貿幣が借手に供給あつてはならないと考へてある。彼等は銀行は會社の出資者であつてはならないと信じ又一度ひ貿幣が借手に供給された時に於ては、借手はその貨幣を全然自由に處分してもいいものと信じてゐるのである。……

寧ろ、それは英國に於ける投資銀行の内國産業に対する資本の融通は、英國獨特の恵まれたる經濟狀態からして比較的に僅少であったことが多く、一言にせば金融資本の擡頭が遅れたと云ふ事實に基くのである。然し乍ら、若し之に反して、産業に融通され生産資本に轉化される資本が、もつと多くを需要されてゐたとすれば、英國の投資銀行と雖も斯の如き保守的退歩的な産業政策を以て満足し得たか否やは大いに疑問である。否、最近に於ては、英國に於ける金融資本は内國産業の生産規模の増大、投機や商業の意義の失墜等の資本主義的發展に伴つて、益々増加しつつあるのである。だからして、現在の英國に於ける投資銀行の産業政策を以て、永劫不變のものと信仰し、「金融資本の發展に伴つて、銀行資本家は益々産業資本家となり、極端に集中化された資本主義社會の實際的權力を掌握するものは銀行資本家である」とする敘上の結論がやがて又英國の資本主義にも適用される時の來ることを否定すべき何等の理由もない。一言にせば金融資本主義は、存在 Sein の問題としては現在の英國には妥當性が薄弱である。——事實 Hildebrand も英國に於ては産業の銀行への隸屬は他の資本主義國に於けるが如く極端でないことを認めてゐる——けれども必然性 Natwendigkeit の問題としては、英國の資本主義も亦早速金融資本主義化せざるを得ないのである。

英國投資銀行の遺方は舊式でもあればまた消滅せんとしたつあるものである。(3) 評。だがここに最も皮肉な現象として吾の興味を繋ぐものは、英國の資本主義的發展の先利は、英國に於ける産業資本と銀行資本との(金融資本による) 内面的聯絡を困難ならしめ、從つて英國資本主義の組織化を甚だしく遲延せしめたことである。然るに、獨逸及び米國に於ける資本主義的發展の立ちは、「遂に産業資本と銀行資本との間に於ける斯かる内面的聯絡」を緊密ならしめ、此等の國國の資本主義の組織化、獨占化を甚だし

く早めたといふのである。(4)

1. Hildebrand: Das Finanzkapital, Seite, 368
2. Nash: Investment Banking in England, Chap. 4.
3. Hildebrand: a. a. O. S. 368.
4. Hildebrand: a. a. O. S. 383. —(完) —

て、經濟學の父である Adam Smith (1723—1790) やそれを廻る古典經濟學派に歸つて見たい。
それが、再び舊稿を拾つて、燒直しせる所以である。勉強の足らなかつたり、誤り解する所が多かつたりする個所は、自分ながら感じないこともないが兎に角これを諸先輩の前にさらけだして、教示を希ぶ次第である。

第一編の第二章、第二章、第三章即ち

「分業論」 緒論

學部經濟學科二年 佐伯三郎

暨女

魔女は常に跨りながら、片片と空を飛んで行つた。

それを見たものが三人あつた。

一人は年こつた月だった。これは又かうひふやうに、黙黙と塔の上にかかつてゐた。

もう一人は風見の雞だつた。これはひつくりしたやうにあいざい桟の上に啼きあはつた。

最後の一人は Dundergutz 先生だつた。これはその後熱心に、魔女が空を飛んで行つたのは、常に魔女を飛ばしたものか、魔女が常に飛ばせたものか、どちらかと云ふことを研究し出した。

何でも先生は今日でも、やはり同じ大問題を研究し續けてゐるさうである。

魔女は常に跨りながら、昨夜も大きな蝙蝠のやうに、片片と空を飛んで行つた。

芥川龍之助著〔點心〕(「Los Caprichos」より)
まへがき

拙いこの稿は今を去る四年の昔、大正十四年の春から一年間に亘つて、當時或る經濟學の研究會に報告したものに加筆をしたものである。經濟學は魔女のやうに、それを研究せんとする者は Dundergutz のやうに、空しい努力を過してゐる。もう一度、私は渾沌たる現代の經濟學を後にし

Smith の分業論に於ける割では、勞働生產力の増進、殊に分業の發達が、富裕を呼ぶ原因であり、故に一、富裕は分業より起り二、分業は如何にして生産物を増加するかにあつた。國が富めり云ひ、その經濟的活動力が大なり云ふは、富の蓄積高、或は投下資本高を云ふのではなく、年年の生産高の大小を云ふのである。

實際、勞働力の充實は、尤も完全なる經濟狀態であるからである。

次に、一、而らば、分業を來すものは何であるか説明せんとするにあつた。

私は、大體この計畫通りに論じて行く積りである。

次に、一寸述べて置きたいことは、國富論全體係は、「諸國民の富の性質及諸原因」の研究にあるのであるが、富の諸原因について、Smith に従へば

舊學說に一層の意義を與へた。A. marshall; Principles of Economics, P. 240. Smith の分業論の結構は「Wealth of nations」第一編の第一章から第三章までにあり、

第一編は、「勞働生產力進歩の原因」云々と題され、その中

第一章は「分業について」として分業の利益、これ、その中

の利益の生れ来る所以を証明し、

第二章は、「分業の發生を與へる原理について」

として、分業は交換せんとする人間の一傾向より生れる自然的產物であり、交換は利己心に基き行はれる。人は生れ乍らにして才能上の差違定まれるのでなく、却つて分業は各人の才能を作れるこ

とを説き、

私は更に、Smith の思索の對象となつた、當時の(凡そ 1700—1760 年代) 英國の經濟事情を簡單に記して置きたい。

國富論の初版の出でしは、一七七六年であり、この年は又米國獨立宣言書の發布せられし年にして記憶すべきである。本書出版に至るまでの著者は、舊產業時代の末、新產業時代の顯著なる開始の前に生をうけた。國富論が一七七六年、即ち產業革命の前

夜に誕生せるは第一に記す可きである。

A. 當時の人口狀態

經濟史家に於て、一般に認められる Finlaison の統計によれば、イングランド及ワールズの人口は、

一七〇〇年

五、一三一四、五一六人

一七五〇年

六、〇三九、六八四人

即ち十八世紀の前半に約九〇萬の増加を示せるは急激なる發展と云ふ可きである。

B. 當時の農業狀態

十八世紀中の英國の農業は中世時代より、近世資本主義への過渡期にあつた。即ち中世的色彩は未だ夕焼の如くに西空に残存しつつ、一方近代的色調の漸次東空に濃厚となるを覺ゆる、この變化推移は大體一七六〇年を分界點として見らるであらう。

C. 商工業狀態

英國が商工業的地位を確立するに至つたのは漸く十七世紀末より十八世紀中葉に於てである。中世に於て、英國の商工業は未だ重要な役割を演ぜず、その經濟的活動は主として農業方面に在つた。

D. 文獻の少い該題目についての權威書である。

Toynbee (1852—1883) 其他の經濟史家所見の如く一七六〇年迄は、本質上十七世紀末に於ける大差なかつた。而し Merchantilism は外國貿易に向つて保護、干涉、制限の手を緩めず、内國商業は Smith に従へば「殆んど全く自由」であり、A. Toynbee に従へば「絶対に自由」であつた。

當時工業方面に於ては、毛織工業、綿工業、製鐵業、造船業等重要なものであつたが、相次いで發明され改良される諸機械、諸蒸氣機關の發明改良は漸次凡ゆる方面に應用され利用され、生產の活潑、需要の増加と共に激済したる將來の大工業的生產が豫想せられ、經濟史家の所謂、產業革命 Industrial Revolution の前夜であつた。

A. Smith は、この Industrial Revolution の前夜

に生れ、そして、前夜の經濟事情を基礎として、國富論に望むだ。(未完)

富論に對する研究から現在を顧みて其處に將來の相を豫覺せしむる爲めであらうか。本譯者も亦

關西大學講師 辰巳經世氏譯

新刊紹介

曾つて本誌の編輯者たり、現に本學講師の職にある辰巳經世氏は此度『奴隸制度史』なる一譯書を公にせられた。年來同氏に兄事し、且つ本書の成立に就て一半の經緯を知れる筆者は左に本書を紹介する光榮を有じやうと思ふ。強ち任其人にあらずこの譯を受くるなきを自負してよいであらうか。



本書の原著は John Kells Ingram の A History of Slavery and Servitude である。原著者が經濟學者並びに經濟史家として令名ある人なることは苟く

も經濟學に關心を有つ程の者が等しく知れることろであらう。其經濟學史に關する著作の如き學界の標準となつてゐる程であり、此『奴隸制度史』も亦

文献の少い該題目についての權威書である。原著者は初め『Slavery』なる項目の下に大英百科全書第九版第二十二卷 (Encyclopaedia Britannica, 9th ed. vol. 22. 1875—1899) に發表されたのであるが、其後多少の增補改訂が加へられて一八九五年に前記表題の單行本として出版せられた。譯者は原著の學問的價値につき序文中に次の如く述べてゐる。『奴隸制度に關する内外の著書は必ずしも少いとは言へぬ。これらの類書中になつて、イングラムのそれは、誰もが認める如く、特にオソリティイーを主張するものである、その科學的にして組織的なること、殊に、兎にも角にあつたりしたことを筆者は知つてゐる。譯者の文名は既に定評あるところ、而も此度の上梓に當つて譯者は推敲更に數度、譯筆愈々妙を増せるを見る。



碧南詩鈔 (其二)

寄夢鷗將軍在龜崎
丁字湘塵亞字欄望洲樓外欲春殘思人
情似晚晴急一夜隔江鷗夢寒 望洲旗亭

新林風影綠蟬聲如水濺涼衣
初夏

沙鷗予共欲忘機瀟洒來馴白板扉午靜
思通體夾仙林玉露在人間

試茶

未知五岳與三山松下吹爐生事閑掃却塵
聞他同學有盛名蕉鹿黃梁夢不成榜櫻
元來無用所一身守拙了斯生

由來歴史家は又同時に現實に歴史を動かす人であつた場合が多い。蓋し歴史の流れに對する深き洞察は彼の生ける其時代の空氣の裡にやがて來るべき時代の相を豫覺せしむる爲めであらうか。本譯者も亦

一面に於て歴史に對する一學究の徒であると同時に他面過去に對する研究から現在を顧みて其處に將來の發展を待望する時代のうめきを聽かうとする先驅者の面影を備へてゐる。氏が序に於て又「將來社會への」正しき「展望は、常に現實社會の正しき認識を前提としてのみ可能であり、現實社會の正しきにせられた。年來同氏に兄事し、且つ本書の成立に就て一半の經緯を知れる筆者は左に本書を紹介する光榮を有じやうと思ふ。強ち任其人にあらずこの譯を受くるなきを自負してよいであらうか。

△

而して第五章、第七章、第八章、第九章は特に各國に分つて其事情を明かにしてゐる。外に附錄として左の小篇を卷末に添ふ。

一、『奴隸』及び『奴隸制度』なる語の使用法に就て

二、ヘブライ人の間に於ける奴隸制度、三、古代エジプト、アッシリア、ペルシヤ及び支那に於ける奴隸制度、四、古代及び近代印度に於ける奴隸制度、五、バルバリー海賊の下に於ける奴隸制度、六、俘虜の買戻し、七、產業組織としての奴隸制度

提とする』而して『質銀制度の源流に週つて、吾々認識は又、その由來する源流への誤りなき週及を前にして居つた「奴隸制度」である。私がこの小譯を企圖したのは、その歴史的事實に對する單なる興味の故よりも、歴史の發展過程に於て約束されてゐる、来るべき社會への展望の根據を探らんとの希望の故である。』云ふ見る時、吾人は譯者勞作の動機を覗ひ得ると同時に好著能く其譯者を得たりと思はざるを得ぬ。

△

譯者の此勞作は約四年以前に始る。即ち大正十四年九月十五日發行の千里山學報第三十二號に始めて掲載せられたのがそれである。筆者の記憶にして誤りなければ續いて第三十三號、第三十四號、第三十

九號、第四十一號と掲載せられた。其後右の譯稿に關して東京帝大的某教授より紹介があつたり、出版せらるべくして出版せられず久しく底に秘められ

てあつたりしたことを筆者は知つてゐる。譯者の文名は既に定評あるところ、而も此度の上梓に當つて譯者は推敲更に數度、譯筆愈々妙を増せるを見る。

△

第一章序説、第二章古代ギリシャに於ける奴隸制度、第三章古代ローマに於ける奴隸制度、第四章

隸農制度への變化、第五章、隸農制度の廢止、第六章アフリカ奴隸貿易及び黒人奴隸制度、第七章植民地奴隸貿易の廢止、第八章黒人奴隸制度の廢止、第九章ロシア及び東方マホメット教諸國に於ける奴隸

千里山俳壇 朝治選

□ 専文二 桂 定 風

日落つる夏野の果ての臺場哉

籐椅子を臺へ運ぶ星涼し

暮夜の校庭に踏みにけり

豫三 金子斌

雨戸うつ夜の雨あがる初蛙

菜の花を誰がさしゆきし地藏哉

水鳥の背に水光る春の風

硝子戸を開けて風入る藤の家

籠の鳥の鳴きたつ軒の菖蒲哉

長柄橋往來の中の日傘哉

□ 二商 松野國照

六甲や峰の朝日に残る雪

梅の花を誰がさしゆきし地藏哉

水鳥の背に水光る春の風

硝子戸を開けて風入る藤の家

籠の鳥の鳴きたつ軒の菖蒲哉

□ 會期 昭和四年七月二十二日(月)ヨリ八月十日(土)マデ

□ 授業時間 午後六時ヨリ同八時マデ

□ 會場 關西大學福島學舍(但市電浮正橋筋停留所下車北へ二丁)

□ 科別 英語科、佛語科、獨語科(但英語科ハ中等學校卒業以上ノ素養アル者ヲ收容シ他ハ初學者ヲ收容ス)

□ 會員募集中第七回夏期語學講習會

關西大學

第五十号は來る月九月二十日まし致行發

□ 聽講者 男女ヲ問ハズ入會スルコトヲ得(女子多數ナルトキハ別ニ女子部ヲ設ク)

□ 講師 關西大學專任教授

□ 特典 英語科修了者ニハ關西大學專門部入學試験ノ語學試験ヲ免除ス

□ 照會 詳細ハ口頭又ハ書面ニテ此花區上福島關西大學宛照會セ

ラレタシ(返信ヲ要スルモノハ返信料添付ノコト)

編輯餘錄

梅雨晴れの引明けの田の蛙
海近く蓬長けたる堤かな

京都市 廣田弘應

天橋を股より覗く蟬の聲

傘松の前の山より霞みけり

土の香の殘れる毒食ひにけり

空梅雨の寒さに月の澄みにけり

つり忍乾かす藏の照り返し

校友高橋周吉君夫人六月八日未明突とし

て逝く

うかたの頼み空し夜短か

當季雜詠(十句以内)募集

封皮には必ず「千里山俳句」と朱記の事。

□ 稿先 大阪市西淀川區大仁東二丁目

有田朝冷宛

梅檀の花の盛りの夜の雨

早寝する山の旅籠の初蛙

車窓麗らゝなる里の壁白し

籠り堂出て水汲むに明け易き

池田昌壽

今橋西條傳吉

西宮

大正十一年六月十五日創刊

昭和四年七月十三日印刷

昭和四年七月十五日發行

編輯兼營行人霜村盛鄉

發行所 關西大學學報局

印 刷 所 大阪市北區堂島上三丁目十五番地

印 刷 所 大阪市此花區上福島北二丁目

印 刷 所 谷口默次

編輯兼營行人霜村盛鄉

發行所 關西大學學報局

印 刷 所 大阪市此花區上福島北二丁目

印 刷 所 千里山學舍

▽改題して本號より「關西大學學報」
と呼ばれるこ
ことなつた。蒼空に高嶺け夏の若き蟬
▽本號には記事副添の爲學生雑報の原稿にて次號に
廻したものがありますが不惡御諒恕あらむことを。
▽樹陰微睡を貧ばるの快は言はず汗に惹かれて眞學
究學の念又一入ほ。夏は所詮熾烈な活動の意識に炎
ゆるの時、その收穫こそ次號に御惠投あらむことを。
▽學生諸君の眞摯にしてフレッシュな論文を歓び
迎へます。冷やかに冷やかに自我を悟る夏。

刊休號月八

例年通りの通り本誌月八號は來る月九月二十日まし致行發

月七年四和昭

關西大學學報局

脚氣新藥

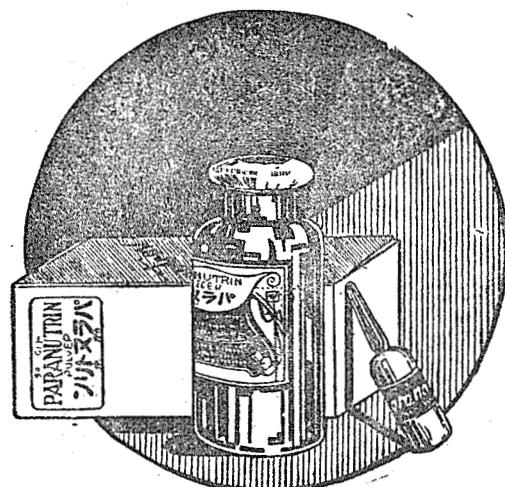
ヴィタミンBの含量豊富
價格最も低廉なり

パラヌトリルは弊社に於て獨特の方法を以て製したるヴィタミンB剤にして發賣以來大なる好評をもつて迎へられ殊に最近内容の改善を加へ益々聲價を發揮するに至れり。

試供品實驗報告贈呈す

全	内服用液	皮下注射用
二五〇	五〇cc	五三一 cccccc 五五五 本本本
瓦粉		
五一、二	末	一一、八 二二、五
〇〇		
一〇〇	液	
瓦		
一〇、〇〇		
一、〇〇		
〇〇		

發賣元 株式會社 塩野義商店
大阪市東區道修町
東京市日本橋區岩附町



パラヌトリル

關西大學專門部學生補缺募集

校友各位に急告

□募集人員

法律學科第一學年
經濟學科第一學年
商業學科第一學年 三百名
國漢文專攻科第一學年
英文專攻科第一學年

□志願者心得

出願期間 八月十二日ヨリ同二十一日マデ

試驗期日 九月二日(學科試驗)

詳 細 返信料封入左記へ照會ノコト
(但シ補缺入學試験ハ福島學舍ニテ施行ス)

第一學期ヨリ天六新學舍へ移轉

大阪市此花區上福島

關 西 大 學

電話土佐堀(一〇四九番)
七三七〇番

關西大學校友會御中

備考 ○○申込基金ハ關西大學會計課へ
○○住所勘定等ノ異動ハ學報局へ

豫て本誌上でお知らせして居ります通り、關西大學校友會名簿は、先般校友會常議員會の決議により、獨立會計の下に出版することとなりました。本年度の名簿は来る十月發行の豫定ですから、未だ御申込なき方々は此際至急左欄申込書と共に基金御拂込下さるやう願ひます。

昭和四年七月

關西大學學報局

申込書

號

切取線

切

取

線

一金參圓也

校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

明治昭和年月日

一大昭和年專門部

科卒業

住所

氏名

晝間部 各學年補欠若干名

所在地大阪市東淀川區
市電天六ヨリ(新京阪電車ニテ
約五分淡路下車)

文部省定北陽商業學校募補集欠

願書

八月十日ヨリ九月三日迄(電話北七五七五番)

轉校 他校ヨリノ轉校ハ九月一日迄ニ許可ス

推薦入學者 本校卒業生及在學生ノ推薦ニ依ルモノハ八月卅一日迄ニ許可發表ス

本校は文部大臣の認可を得て設立したる晝間部五ヶ年制(入學資格尋小卒)夜間部本科四ヶ年制(入學資格高小卒又ハ同程度)の甲種商業學校なれば本校卒業生は一般上級學校(大學豫科、高等學校、高商、藥專、醫專、陸海軍學校、其の他専門學校)入學に關し夜間部晝間部を問はず中學校卒業者と同等の資格特典を文部省より指定せられ文官任用令により判任文官たる資格及在學中徵集猶豫(兵役法改正ニヨリ在學中徵兵検査ヲ受ケナクテモヨイ)幹部候補生たるの資格及在營年限短縮其他各官公立同種學校の有する凡ての特典を有す

中元や暑中の御贈答品は……三越へ！

當店ではいちはやく御恰好の御値段で、氣の利いた各種の商品を潤澤に取揃へてをります。たゞ一度の御來店に依つて、極めて簡易に御選擇が出来ます。

七月一日より一全店にて御贈答用品陳列

三越の商品券

三越の商品の何にでも融通し、且本支店共通にて御利用範囲が廣く御贈答品として最好適。



阪大
三越

